

株式交換に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2025 年 5 月 11 日

株式会社ツルハホールディングス

2025 年 5 月 11 日

株式交換に係る事前開示事項

札幌市東区北 24 条東 20 丁目 1 番 21 号
株式会社ツルハホールディングス
代表取締役社長 鶴羽 順

当社とウエルシアホールディングス株式会社（以下「ウエルシア HD」といいます。）は、当社、イオン株式会社（以下「イオン」といいます。）及びウエルシア HD の間で 2024 年 2 月 28 日付で資本業務提携契約（以下「本基本契約」といいます。）を締結し、当社、イオン及びウエルシア HD の間で、当社及びウエルシア HD の経営統合（以下「本経営統合」といいます。）を含む、当社、イオン及びウエルシア HD の資本業務提携（以下「本資本業務提携」といいます。）に向けた協議・検討を重ねてまいりました。

このたび、当社及びウエルシア HD は、2025 年 4 月 11 日付で本資本業務提携に関して当社、イオン及びウエルシア HD の間で資本業務提携に係る最終契約書（以下「本資本業務提携最終契約」といいます。）を締結し、本経営統合についても最終的に合意に達したことから、2025 年 4 月 11 日に開催した各社の取締役会の決議に基づき、両社の間で、本経営統合の一環として、当社を株式交換完全親会社とし、ウエルシア HD を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）に係る株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本株式交換に関する会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める当社の事前開示事項は下記のとおりです。

記

1. 株式交換契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）

別紙 1 のとおりです。

2. 会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 1 号）

別紙 2 のとおりです。

3. 会社法第 768 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 2 号）

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 193 条第 3 号）

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 3 のとおりです。

（2）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（3）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

（資本業務提携契約に係る最終契約の締結）

ウエルシア HD は、2025 年 4 月 11 日開催の取締役会において、当社及びウエルシア HD の本経営統合を含むイオン、当社及びウエルシア HD の本資本業務提携に係る本資本業務提携最終契約を締結することを決議し、同日、イオン、当社及びウエルシア HD の間で本資本業務提携最終契約を締結しました。本資本業務提携最終契約の詳細につきましては、当社、イオン及びツルハ HD が 2025 年 4 月 11 日付で公表した「イオン株式会社、株式会社ツルハホールディングス及びウエルシアホールディングス株式会社による資本業務提携に係る最終契約締結に関するお知らせ」もご参照ください。

（株式交換契約の締結）

ウエルシア HD は、2025 年 4 月 11 日開催の取締役会において、本経営統合の一環として、本株式交換を実施することを決議し、同日、ウエルシア HD 及び当社間で本株式交換契約を締結しました。本株式交換は、2025 年 5 月 26 日開催予定の当社の定時株主総会の決議及び 2025 年 5 月 27 日開催予定のウエルシア HD の定時株主総会の決議による本株式交換契約の承認を得た上で、本経営統合の実行に際して必要な法令等（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律を含みます。）上のクリアランス・許認可等の取得その他本株式交換契約が定める条件が満たされることを前提として、2025 年 12 月 1 日を効力発生日として行われる予定です。また、本株式交換の効力発生日に先立ち、ウエルシア HD の普通株式は、2025 年 11 月 27 日に東京証券取引所

プライム市場において上場廃止（最終売買日は2025年11月26日）となる予定です。

5. 株式交換完全親会社において、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第193条第4号）

（資本業務提携に係る最終契約書の締結）

当社は、2025年4月11日開催の取締役会において、イオン及びウエルシアHDとの間で、本資本業務提携最終契約を締結することを決議し、同日付で本資本業務提携最終契約を締結しました。

（1）資本業務提携の目的

当社、イオン及びウエルシアHDは、2024年2月28日付で日本のみならずASEAN（東南アジア諸国連合）をはじめとするグローバル規模において、人々の未病、予防、治療に従事し、健康寿命の延伸に貢献することにより、地域生活者のより高次のヘルス&ウェルネスの実現を目的とした本経営統合を含む本資本業務提携の協議を開始することに合意しました。そして、本資本業務提携が、地域生活者のより高次のヘルス&ウェルネスを実現することにつながると判断し、2025年4月11日付で本資本業務提携最終契約の締結を決定しました。これにより、日本最大のドラッグストア連合体を創成し、競争力の獲得、アジアNo.1のグローバル企業への成長を目指すとともに、そこで働く従業員の限らない成長機会を創出していきます。

（2）本資本業務提携最終契約に定める資本業務提携の内容

① 資本提携の内容

当社、イオン及びウエルシアHDは、本資本業務提携として、以下の取引を実施します。これらの各取引により、ウエルシアHDは当社の完全子会社となります。また、イオンは、自らが保有する当社株式に係る議決権の数の割合（以下「議決権割合」といいます。）が50.9%となるよう、当社株式を取得することで、当社を連結子会社とするとともに、当社は、イオングループのヘルス&ウェルネス事業を牽引する中核子会社となります。

イ. イオンは、法令等に基づき必要なクリアランス・許認可等を取得したこと等の条件が充足することを前提に、野村證券株式会社より当社株式3,530,000株を取得します。これにより、イオンが保有する当社株式は、既に保有している当社株式9,675,200株と合わせて13,205,200株（所有割合は26.83%）となり、当社はイオンの持分法適用関連会社となる予定です。

ロ. 2025 年 4 月 11 日付で当社及びウエルシア HD が締結した、当社を株式交換完全親会社とし、ウエルシア HD を株式交換完全子会社とする株式交換に係る契約に基づき、法令等に基づき必要なクリアランス・許認可等を取得したこと、及び、各当事会社の株主総会における承認を取得したこと等の条件が充足することを前提に、2025 年 12 月 1 日を効力発生日（予定）として、本株式交換を実施します。なお、当社は、2025 年 9 月 1 日を効力発生日として、当社株式 1 株を 5 株とする株式分割を行う予定です。

ハ. 本株式交換の効力発生により、イオンが保有する当社株式の議決権割合が 50.9%とならなかった場合には、イオンは、本株式交換の効力発生日以後速やかに、当社株式への公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を開始するとともに、本公開買付けの決済を行い、イオンが保有する当社株式の議決権割合が 50.9%となるよう、当社株式を取得します。なお、本公開買付けは 2026 年 1 月に完了することを見込んでおります。

ニ. 本公開買付けの決済後において、イオンが保有する当社株式の議決権割合が 50.9%とならなかった場合には、当社及びイオンは、その対応について別途協議し、合意により決定します。

② 業務提携の内容

本資本業務提携最終契約において、当社、イオン及びウエルシア HD が合意している業務提携の内容は以下のとおりです。

- (i) 店舗開発、調剤併設化等に関する相互協力
- (ii) 商品や電力の仕入れ・開発等の相互協力
- (iii) 物流効率化の相互協力
- (iv) 決済・ポイントシステム・デジタルマーケティング・保険等に関する提携
- (v) プライベートブランド商品の共同開発や相互供給の推進
- (vi) DX・ECの推進等に関する相互協力
- (vii) 経営ノウハウの交流
- (viii) フード&ドラッグ業態の研究と推進
- (ix) 人材及び人事情報の交流

(3) 本資本業務提携の相手先の概要

① イオン

① 名称	イオン株式会社
② 所在地	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
③ 代表者の役職・氏名	取締役兼代表執行役社長 吉田 昭夫
④ 事業内容	小売、ディベロッパー、金融、サービス及びそれに関連する事業を営む会社の株式又は持分を保有することによる当該会社の事業活動の管理

② ウエルシア HD

① 名称	ウエルシアホールディングス株式会社
② 所在地	東京都千代田区外神田二丁目2番15号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役兼社長執行役員最高業務執行責任者 桐澤 英明
④ 事業内容	調剤併設型ドラッグストアチェーンの運営を行う子会社及びグループ会社の経営管理等

(4) 資本業務提携の日程

2024年2月28日付資本業務提携契約の締結日	2024年2月28日
本資本業務提携最終契約締結の代表執行役決定日（イオン） 本資本業務提携最終契約及び本株式交換契約締結の取締役会決議日（当社・ウエルシア HD）	2025年4月11日
本資本業務提携最終契約及び本株式交換契約の締結日	2025年4月11日
イオンによる当社株式の追加取得	2025年5月頃（予定）
本株式交換契約の承認に係る当社株主総会	2025年5月26日（予定）
本株式交換契約の承認に係るウエルシア HD 株主総会	2025年5月27日（予定）
ウエルシア HD の上場廃止	2025年11月27日（予定）
本株式交換の効力発生	2025年12月1日（予定）
本公開買付けの開始	2025年12月上旬（予定）

(株式交換契約の締結)

当社及びウエルシア HD は、2025 年 4 月 11 日付の両社の取締役会決議により、経営統合の一環として、当社を株式交換完全親会社とし、ウエルシア HD を株式交換完全子会社とする株式交換に係る株式交換契約を締結いたしました。

(1) 本株式交換の概要

① 株式交換完全子会社の名称及び事業の内容

株式交換完全子会社の名称	ウエルシアホールディングス株式会社
事業の内容	ドラッグストア事業の展開・運営

② 本株式交換の目的

当社、イオン及びウエルシア HD は、連結注記表「13. 重要な後発事象に関する注記（資本業務提携に係る最終契約書の締結）」に記載の本資本業務提携最終契約を締結しました。本資本業務提携の一環として本株式交換を行うものです。

③ 本株式交換の効力発生日

2025 年 12 月 1 日

④ 株式交換の方式

本株式交換は、両社の株主総会の承認並びに競争法上必要なクリアランス・許認可等の取得が完了することを前提に、当社を株式交換完全親会社、ウエルシア HD を株式交換完全子会社とする方法により行います。

(2) 株式の交換比率及び算定方法並びに交付する株式数

① 株式の種類及び交換比率並びに交付株式数

	当社 (株式交換完全親会社)	ウエルシア HD (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	1.15
		(ご参考：株式分割考慮前) 0.23
本株式交換により交付する株式数	当社の普通株式 237,416,868 株（予定）	

(注) 本株式交換により交付する株式として当社が保有する自己株式を充当しました。

② 株式交換比率の算定方法

当社及びウエルシア HD は、本株式交換比率算定に当たり、公平性を期すため、それぞれ両社から独立した第三者算定機関に本株式交換比率の算定・分析を依頼し、慎重に協議・検討を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、当社株主の皆様の利益に資するものと判断いたしました。

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は 2025 年 4 月 11 日開催の取締役会において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更について決議いたしました。

(1) 株式分割

① 株式分割の目的

株式分割を行い投資単位あたりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の更なる拡大を図ることを目的とするものです。

② 株式分割の概要

イ. 株式分割の方法

2025 年 8 月 31 日（日）（同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質上 8 月 29 日（金））を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式 1 株につき 5 株の割合をもって分割いたします。

ロ. 株式分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	49,557,068 株
今回の株式分割により増加する株式数	198,228,272 株
株式分割後の発行済株式総数	247,785,340 株
株式分割後の発行可能株式総数	760,000,000 株

(注) 上記の発行済株式総数は 2025 年 2 月 28 日現在のものです。新株予約権の行使等により株式分割の基準日までの間に増加する可能性があります。

③ 株式分割の日程

基準日公告日	2025 年 8 月 15 日（金）
基準日	2025 年 8 月 31 日（日）
効力発生日	2025 年 9 月 1 日（月）

④ 1 株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合の 1 株当たり情報は、以下のとおりです。

	当連結会計年度 (自 2024 年 5 月 16 日至 2025 年 2 月 28 日)
1 株当たり当期純利益	70 円 73 銭

(2) 株式分割に伴う定款の一部変更

① 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づく取締役会決議により、2025 年 9 月 1 日（月）をもって当社定款の一部を変更いたします。

② 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。（下線は変更箇所）

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>152,000,000</u> 株とする。	第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>760,000,000</u> 株とする。

③ 変更の日程

効力発生日 2025 年 9 月 1 日（月）

6. 株式交換が効力を生ずる日以降における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 193 条第 5 号）

会社法第 799 条第 1 項の規定により、本株式交換について異議を述べることができる債権者はいないため、該当事項はありません。

以上

別紙 1 本株式交換契約の内容

株式交換契約書

株式会社ツルハホールディングス（以下「甲」という。）及びウエルシアホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、2025 年 4 月 11 日（以下「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （株式交換）

1. 甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社として株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。
2. 本株式交換にかかる株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。
 - (1) 株式交換完全親会社
商号：株式会社ツルハホールディングス
住所：札幌市東区北 24 条東 20 丁目 1 番 21 号
 - (2) 株式交換完全子会社
商号：ウエルシアホールディングス株式会社
住所：東京都千代田区外神田二丁目 2 番 15 号

第2条 （株式交換に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における、乙の株主（第 7 条に基づく自己株式の消却後における乙の株主をいうものとし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対して、その所有する乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式の合計数に 1.15 を乗じた数の甲の普通株式を交付するものとし、その所有する乙の普通株式 1 株につき、甲の普通株式 1.15 株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
2. 前項の規定に従い甲が本割当対象株主に対して交付すべき甲の普通株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、甲は会社法第 234 条その他の関連法令の定めに従い処理する。

第3条 （株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 39 条に定めるところに従って、甲が適当に定める。

第4条 （効力発生日）

1. 本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2025 年 12 月 1 日とする。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。
2. 前項の規定にかかわらず、本株式交換の効力は、効力発生日の前営業日までに、甲の普通株式を 1 株につき 5 株の割合をもって分割する株式分割が効力を生じていることを停止条件として生じるものとする。

第5条 （株主総会）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項につき株主総会の決議による承認を求める。

第6条 （剰余金の配当等）

1. 甲は、本契約締結後、(i)2025 年 2 月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対して、1 株当たり 112.00 円を限度として、また、(ii)2025 年 8 月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対して、1 株当たり 133.50 円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、本契約締結後、(i)2025 年 2 月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対して、1 株当たり 18 円を限度として、また、(ii)2025 年 8 月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対して、1 株当たり 18 円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
3. 甲及び乙は、前二項に定める場合を除き、本契約締結日後、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また、効力発生日の前日までの間のいずれかの日を取得日とする自己株式の取得若しくは自己新株予約権の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己株式の取得若しくは自己新株予約権の取得をしなければならない場合を除く。）の決議を行ってはならない。

第7条 （自己株式の消却）

乙は、効力発生日の前日までに開催される取締役会の決議により、基準時において乙が有する自己株式の全て（本株式交換に際して行使される会社法第 785 条第 1 項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含む。）を、基準時をもって消却するものとする。

第8条 （本契約の変更、解除）

本契約締結日から効力発生日の前日までの間に、甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変更が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本株式交換の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を

変更し又は解除することができる。

第9条 （本契約の効力）

本契約は、(i)効力発生日の前日までに、第5条に定める甲若しくは乙の株主総会の決議による承認を得られなかったとき、(ii)本株式交換の実行に必要な法令（外国法を含む。）に定める関係官庁の認可若しくは承認を得られなかったとき（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づき甲が本株式交換に関して行う届出に係る待機期間が本効力発生日の前日までに終了しない場合及び公正取引委員会により排除措置命令がとられた場合を含むが、これに限られない。）、又は、(iii)前条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失うものとする。

第10条 （合意管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条 （協議事項）

本契約に定めるもののほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

本契約成立の証として、甲及び乙は、正本2通を作成しそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2025年4月11日

甲：

札幌市東区北24条東20丁目1番21号

株式会社ツルハホールディングス

代表取締役社長 鶴羽 順

乙：

東京都千代田区外神田二丁目2番15号

ウエルシアホールディングス株式会社

代表取締役兼社長執行役員最高業務執行責任者 桐澤 英明

別紙2 会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定めに関する事項

当社は、本株式交換に関して、会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定めに関する事項について、次のように判断しております。

1. 本株式交換に係る割当ての内容（株式交換比率）

	当社	ウエルシア HD
本株式交換に係る株式交換比率	1	1.15
		(ご参考：株式分割考慮前) 0.23
本株式交換により交付する株式数	当社の普通株式：237,416,868 株（予定）	

(注1) 株式交換に係る割当ての詳細

ウエルシア HD の普通株式（以下「ウエルシア HD 株式」といいます。）1 株に対して当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）1.15 株を割当て交付いたします。なお、2025 年 8 月 31 日を基準日とし、2025 年 9 月 1 日を効力発生日として実施予定の当社株式 1 株を 5 株とする株式分割（以下「本株式分割」といいます。）の効力が生じることを前提としております。なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じ若しくは判明した場合には、両社で協議の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する当社株式の数

当社は、本株式交換に際して、本株式交換により当社がウエルシア HD の発行済株式（但し、当社が保有するウエルシア HD 株式を除きます。）の全てを取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるウエルシア HD の株主の皆様（但し、以下の自己株式が消却された後の株主をいい、当社を除きます。）に対し、その保有するウエルシア HD 株式に代えて、その保有するウエルシア HD 株式の数の合計に 1.15 を乗じて得た株数（本株式分割が行われることを前提としております。）の当社株式を交付いたします。

但し、ウエルシア HD は、本株式交換の効力発生日の前日までに、保有する自己株式（本株式交換に関する会社法第 785 条第 1 項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全部を消却する予定であるため、ウエルシア HD の 2025 年 2 月 28 日時点における自己株式数（10,958 株）をウエルシア HD の発行済株式総数から控除して、本株式交換により交付する当社株式の数を算出しております。したがって、本株式交換により交付する当社株式の数は、本株式交換の効力発生日の前日までのウエルシア HD による自

己株式の取得、消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

ウエルシア HD が 2025 年 4 月 11 日現在発行している新株予約権(計 124 個)については、2025 年 5 月 27 日開催予定のウエルシア HD の定時株主総会において本株式交換契約の承認が得られた場合、その発行要項等の定めに従って、当該承認日の翌日から 30 日間、権利行使が可能となるため、本株式交換の効力発生日の前日までにこれらの権利行使がなされた場合にも、自己株式の処分により自己株式数に変動する可能性があります。

また、本株式交換に先立ち、当社の子会社である株式会社ツルハが保有するウエルシア HD 株式(合計 3,352,592 株)(2025 年 2 月 28 日現在)を当社に対して配当として交付する予定であるため、当社が保有するウエルシア HD 株式数については合計 3,352,592 株と想定して、本株式交換により交付する当社株式の数を算出しております。

また、本株式交換により当社が交付する当社株式は、当社が保有する自己株式を充当した上で、さらに不足分に相当する数の普通株式を新たに発行する予定です。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換により 1 単元(100 株)未満の当社株式(以下「単元未満株式」といいます。)の割当てを受けるウエルシア HD の株主の皆さまにつきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆さまは、会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。

(注4) 1 株に満たない端株の取扱い

本株式交換により交付されるべき当社株式の数に 1 株に満たない端数が生じた場合、当社は、当該端数の割当てを受けることとなるウエルシア HD の株主の皆様に対して、会社法第 234 条その他の関連法令の規定に従い、その端数の合計数(その合計数に 1 に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。)に相当する当社株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて交付いたします。

(注5) 本株式分割

当社は、2025 年 9 月 1 日を効力発生日として、普通株式 1 株を 5 株とする本株式分割を行い、発行済株式総数が 49,557,068 株から 247,785,340 株となる予定です。上記の本株式交換に係る割当比率及び本株式交換により交付される株式数は、本株式分割の効力発生を前提とするものです。

(注6) 本株式交換の条件の変更及び本株式交換契約の解除

効力発生日の前日までの間に、当社又はウエルシア HD の財産又は経営状態

に重大な変更が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本株式交換の目的の達成が困難となった場合は、当社及びウエルシア HD は、誠実に協議し合意の上、本株式交換契約を変更し又は解除することができることとされております。また、本資本業務提携最終契約が解除その他の方法により終了した場合には、本株式交換契約を終了させることとされております。

2. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

当社及びウエルシア HD は、本株式交換比率の決定に当たって公正性及び妥当性を確保するため、それぞれ別個に、当社、ウエルシア HD 及びイオンから独立した第三者算定機関及び法務アドバイザーを選定しました。当社は、SMBC 日興証券株式会社（以下「SMBC 日興証券」といいます。）を、ウエルシア HD はみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）をそれぞれ財務アドバイザー及び第三者算定機関として選定し、また、当社は、TMI 総合法律事務所を、ウエルシア HD は、森・濱田松本法律事務所外国法共同事業をそれぞれ法務アドバイザーとして選定し、本格的な検討を開始いたしました。

当社においては、下記（４）「公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」に記載のとおり、当社の財務アドバイザー及び第三者算定機関である SMBC 日興証券から 2025 年 4 月 10 日付で取得した株式交換比率算定書、法務アドバイザーである TMI 総合法律事務所からの助言、当社及びそのアドバイザーがウエルシア HD に対して実施した各種デュー・ディリジェンスの結果、並びに岡崎拓也氏（当社の監査等委員である独立社外取締役）、佐藤はるみ氏（当社の監査等委員である独立社外取締役）、田中若菜氏（当社独立社外取締役）、奥野宏氏（当社独立社外取締役）及び浅田龍一氏（当社の監査等委員である独立社外取締役）の 5 名から構成される当社の特別委員会（以下「本特別委員会（ツルハ HD）」といい、その詳細については下記「（４）公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」の「①当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）からの指示、助言及び 2025 年 4 月 10 日付で受領した答申書（詳細については、下記（４）「公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」の「①当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）の内容等を踏まえ、また、両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、慎重に協議、検討を重ねました。その結果、当社は、本株式交換比率が妥当であり、当社の株主の皆様利益に資するとの判断に至りました。

他方、ウエルシア HD においては、下記（４）「公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」に記載のとおり、ウエルシア HD の財務アドバイザー及び第三者算定機関であるみずほ証券から 2025 年 4 月 10 日付で取得した株式交換比率算

定書及び本株式交換比率がウエルシア HD の普通株主にとって財務的見地から妥当であると判断する旨の意見書（フェアネス・オピニオン）（以下「本フェアネス・オピニオン」といいます。）、法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所外国法共同事業からの助言、ウエルシア HD が当社に対して実施した各種デュー・ディリジェンスの結果、並びに野沢勝則氏（ウエルシア HD 社外取締役・独立役員）、加々美博久氏（ウエルシア HD 元社外監査役・弁護士）及び安田昌彦氏（ベネディ・コンサルティング代表取締役社長・公認会計士）の 3 名により構成されるウエルシア HD の特別委員会（以下「本特別委員会（ウエルシア HD）」といい、その詳細については下記（４）「公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」の「①ウエルシア HD における利害関係を有しない特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。）からの指示、助言及び 2025 年 4 月 11 日付で受領した答申書（詳細については、下記（４）「公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」の「①ウエルシア HD における利害関係を有しない特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。）の内容等を踏まえ、慎重に協議、検討を重ねました。その結果、ウエルシア HD は、最終的に、本株式交換比率は妥当であり、ウエルシア HD の株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、ウエルシア HD は、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

以上のとおり、当社及びウエルシア HD は、両社がそれぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、本株式交換比率を含む本株式交換の条件について複数回にわたり慎重に協議・交渉を重ねてまいりました。その結果、当社及びウエルシア HD は、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意の上変更することがあります。

（２）算定に関する事項

① 算定機関の名称並びに両社との関係

当社の第三者算定機関である SMBC 日興証券、本特別委員会（ツルハ HD）が独自に選任した第三者算定機関である山田コンサルティンググループ株式会社（以下「山田コンサル」といいます。）及びウエルシア HD の第三者算定機関であるみずほ証券のいずれも、当社、イオン及びウエルシア HD から独立した算定機関であり、当社、イオン及びウエルシア HD の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

SMBC 日興証券は、ウエルシア HD の発行済株式の 1.22%（2025 年 2 月 28 日現在）を保有する大株主たる地位を有しており、また、当社グループ、ウエルシアグループ（ウエルシア HD 並びにその連結子会社 17 社及び非連結子会社 3 社（2025 年 2 月 28 日現在）で構成される企業グループをいいます。以下同じです。）及びイオングループ（イオン並びにその連結子会社 306 社及び持分法適用関連会社 26 社（2025 年 2 月 28 日現在）で構成される企業グループをいいます。以下同じです。）に対して通常の銀行取引の一環として融資取引等を行っている株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」といいます。）と同じ株式会社三井住友フィナンシャルグループのグループ企業の一員であります。当社は、SMBC 日興証券の第三者算定機関としての実績に鑑み、かつ、弊害防止措置として SMBC 日興証券における財務アドバイザー業務並びに当社及びウエルシア HD の価値算定業務を担当する部署とその他の部署及び三井住友銀行との間で社内規定に定める情報遮断措置が講じられていること、当社と SMBC 日興証券は一般取引先と同様の取引条件での取引を実施しているため財務アドバイザー及び第三者算定機関としての独立性が確保されていること、SMBC 日興証券は当社、イオン及びウエルシア HD の関連当事者には該当せず、当社が SMBC 日興証券に対して価値算定業務を依頼することに関し、特段の問題はないと考えられることを踏まえた上で、SMBC 日興証券を財務アドバイザー及び第三者算定機関に選任しております。本特別委員会（ツルハ HD）は、SMBC 日興証券の独立性及び専門性に問題がないことを確認した上で、当社の財務アドバイザー及び第三者算定機関として承認しております。

なお、当社は、下記「（４）公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」に記載された各措置を講じ、かつウエルシア HD との協議及び交渉を経て本株式交換比率を判断・決定しているため、SMBC 日興証券から本株式交換比率の妥当性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

また、本取引（イオンが本株式交換の効力発生後に自らが保有する当社株式と併せて議決権割合が 50.9%となるよう当社株式を取得する取引（以下「本連結子会社化」という。）、及び本株式交換を総称していいます。以下同じです。）に係る SMBC 日興証券に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれております。当社は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本取引が不成立となった場合に当社に相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等も勘案の上、本取引の成否を問わず、一定の報酬の支払いが予定されている以上、かかる報酬体系をもって独立性が否定されるわけではないとの判断から、上記の報酬体系により SMBC 日興証券を当社の財務アドバイザー及び第三者算定機関として選任いたしました。

山田コンサルは、当社、ウエルシア HD 及びイオンのいずれの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して重要な利害関係を有しておりません。また、本取引に係る山田コンサルの報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

なお、みずほ証券のグループ企業である株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）及びみずほ信託銀行株式会社（以下「みずほ信託銀行」といいます。）は、イオンの株主たる地位を有しているほかイオンに対して通常の銀行取引の一環としての融資取引等が生じており、また、みずほ銀行は、ウエルシア HD に対して通常の銀行取引の一環としての融資取引等が生じておりますが、みずほ銀行およびみずほ信託銀行は、本株式交換に関してウエルシア HD、当社及びイオンとの利益相反に係る重要な利害関係を有しておりません。みずほ証券によれば、みずほ証券は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）第 36 条第 2 項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第 70 条の 4 の適用法令に従い、みずほ証券とみずほ銀行及びみずほ信託銀行との間の情報隔壁措置等の適切な利益相反管理体制を構築し、かつ実施しており、これらの措置により、みずほ証券のフィナンシャル・アドバイザー業務を担当する部署は、本株式交換に関して利益相反に係る利害関係の影響を受けずに、みずほ銀行及びみずほ信託銀行の株主たる地位並びに貸付人の地位とは独立した立場で、両社の株式価値の算定を行っているとのことです。ウエルシア HD は、みずほ証券において適切な利益相反管理体制が構築され、かつ実施されていること、ウエルシア HD とみずほ証券は一般取引先と同様の取引条件での取引を実施しているため第三者算定機関としての独立性が確保されていること、みずほ証券は過去の同種事案の第三者算定機関としての実績を有していること等に鑑み、第三者算定機関としての独立性が確保されていると判断しました。

また、本資本業務提携最終契約の締結及び同契約に基づく本経営統合（以下「本経営統合等」といいます。）に係るみずほ証券に対する報酬には、本経営統合等の成立等を条件に支払われる相当な成功報酬が含まれております。ウエルシア HD は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本経営統合等が不成立となった場合にウエルシア HD に相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等も勘案の上、本経営統合等の成否を問わず、一定の報酬の支払いが予定されている以上、かかる報酬体系をもって独立性が否定されるわけではないとの判断から、上記の報酬体系によりみずほ証券をウエルシア HD の財務アドバイザー及び第三者算定機関として選任いたしました。

② 算定の概要

（i）SMBC 日興証券による算定

SMBC 日興証券は、当社及びウエルシア HD の両社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法による算定を行うとともに、両社とも比較可能な類似上場会社が複数存在し、類似上場会社との比較による株式価値の類推が可能なことから類似上場会社比較法による算定を行い、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF 法（ディスカунティッド・キャッシュ・フロー法）による算定を行いました。

なお、市場株価法については、2025 年 4 月 9 日を算定基準日として、東京証券取引所

における基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各株価終値平均を採用いたしました。

各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式交換比率の算定レンジは、ウエルシアHDの普通株式1株に対して割り当てる当社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

採用手法	株式交換比率の算定結果（株式分割考慮前）
市場株価法	0.232～0.238
類似上場会社比較法	0.165～0.249
DCF法	0.153～0.286

なお、SMBC日興証券が算定の前提とした当社及びウエルシアHDの財務予測においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりません。また、当社及びウエルシアHDの当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

（注）SMBC日興証券は、株式交換比率算定書の作成にあたり、その基礎とされている資料及び情報は全て正確かつ完全なものであることを前提とし、その正確性及び完全性に関して独自の検証は行っておらず、その義務及び責任を負うものではなく、提供された情報が不正確又は誤解を招くようなものであるとする事実又は状況等につき当社及びウエルシアHDにおいて一切認識されていないことを前提としております。また、当社及びウエルシアHD並びにそれらの関係会社の資産又は負債に関して、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関に対する評価、鑑定又は査定の依頼も行なっておりません。これらの資料及び情報の正確性及び完全性に問題が認められた場合には、算定結果は大きく異なる可能性があります。さらに、当社及びウエルシアHD並びにその関係会社に関する未開示の訴訟、紛争、環境、税務等に関する債権債務その他の偶発債務・簿外債務並びに株式交換比率算定書に重大な影響を与えるその他の事実については存在しないことを前提としております。SMBC日興証券が、株式交換比率算定書で使用している事業計画等は、算定基準日における最善の予測及び判断に基づき、両社により合理的かつ適正な手続きに従って作成されたことを前提としております。また、株式交換比率算定書において、SMBC日興証券が提供された資料及び情報に基づき提供された仮定において分析を行っている場合には、提供された資料、情報及び仮定が正確かつ合理的であることを前提としております。SMBC日興証券は、これらの前提に関し、正確性、妥当性及び実現性について独自の検証は行っておらず、その義務及び責任を負うものではありません。

なお、SMBC日興証券による株式交換比率算定書は、当社の取締役会が株式交換比率を決定する際の参考情報として作成されたものであり、当社及びウエルシアHDの両社間で合意・決定された株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

(ii) 山田コンサルによる算定

山田コンサルは、当社及びウエルシア HD の両社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法による算定を行うとともに、両社とも比較可能な類似上場会社が複数存在し、類似上場会社との比較による株式価値の類推が可能なことから類似上場会社比較法による算定を行い、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF 法による算定を行いました。

各評価手法における算定結果は以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果（株式分割考慮前）
市場株価法	0.199～0.261
類似上場会社比較法	0.150～0.247
DCF 法	0.168～0.304

市場株価法については、2025 年 4 月 10 日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場における算定基準日の終値、算定基準日から遡る 1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間までの期間における取引日の終値単純平均値を採用しております。

なお、山田コンサルが DCF 法の評価の基礎とした、当社及びウエルシア HD の財務予測について、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。また、本株式交換の実施により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において見積もることが困難であるため、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

(注) 山田コンサルは、本株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、それらの資料及び情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、両社から提出された財務予測（事業計画その他の情報を含みます。）に関する情報については、各社の経営陣により、当該提出時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。山田コンサルの算定は 2025 年 4 月 10 日までに同社が入手した情報及び経済条件を反映したものとなります。

(iii) みずほ証券による算定

みずほ証券は、当社及びウエルシア HD の両社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価基準法（算定基準日である 2025 年 4 月 10

日を基準日として、東京証券取引所プライム市場における算定基準日の株価終値、2025 年 3 月 11 日から算定基準日までの直近 1 ヶ月間の終値単純平均値、2025 年 1 月 14 日から算定基準日までの直近 3 ヶ月間の終値単純平均値、2024 年 10 月 11 日から算定基準日までの直近 6 ヶ月間の終値単純平均値を採用しております。)を、また両社いずれについても比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較法を、加えて、両社の将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF を採用して算定を行いました。当社の 1 株当たり株式価値を 1 とした場合の各評価方法における株式交換比率の算定レンジは以下の通りです。

	採用手法	株式交換比率の算定レンジ（株式分割考慮前）
1	市場株価基準法	0.222～0.237
2	類似企業比較法	0.137～0.262
3	DCF 法	0.141～0.353

みずほ証券は、株式交換比率の算定に際して、公開情報及びみずほ証券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。両社並びにその関係会社の資産又は負債（デリバティブ取引、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、両社から提供又は開示された情報、判断又は予測を前提とし、これらについて独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。また、両社の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、各社の経営陣により、現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを基礎としております。みずほ証券の株式交換比率の算定は、2025 年 4 月 10 日までにみずほ証券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、みずほ証券の算定は、ウエルシア HD の取締役会が株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

なお、みずほ証券が DCF 法による算定の前提とした両社の財務予想においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりません。また、両社の財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

（3）上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日（2025 年 12 月 1 日（予定））をもって、ウエルシア HD は当社の完全子会社となり、ウエルシア HD 株式は 2025 年 11 月 27 日付で上場廃止（最終売買日は 2025 年 11 月 26 日）となる予定です。上場廃止後は、ウエルシア HD 株式を東京証券取引所プライム市場において取引をすることができなくなります。

ウエルシア HD 株式が上場廃止となった後も、本株式交換によりウエルシア HD の株主の皆様は割り当てられる当社株式は東京証券取引所プライム市場に上場されており、本

株式交換の効力発生日以後も金融商品取引所市場での取引が可能であることから、基準時においてウエルシア HD の株式を 87 株以上保有し、本株式交換により当社株式の単元株式数である 100 株以上の当社株式の割当てを受けるウエルシア HD の株主の皆様に対しては、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、基準時において、87 株未満のウエルシア HD 株式を保有するウエルシア HD の株主の皆様には、当社株式の単元株式数である 100 株に満たない当社株式が割り当てられます。そのような単元未満株式を金融商品取引所市場において売却することはできませんが、単元未満株式を保有することになる株主の皆様は、当社に対し、その保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。詳細については、上記 1.「本株式交換に係る割当ての内容」(注 3)「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。

なお、ウエルシア HD の株主の皆様は、最終売買日である 2025 年 11 月 26 日(予定)までは、東京証券取引所プライム市場において、その保有するウエルシア HD 株式を従来通り取引することができるほか、基準時まで会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

(4) 公正性を担保するための措置(利益相反を回避するための措置を含む。)

当社は、本株式交換を含む本取引は、結果としてイオンが当社の過半数の議決権割合となる取引であるとともに、イオンを直接又は間接に相手方とする取引であるところ、イオンは、当社株式 9,675,200 株(所有割合(ツルハ HD)(注 1):19.66%)を直接保有しており、また、イオンが野村證券株式会社から当社株式 3,530,000 株を自ら取得すること(以下「本追加取得」といいます。)が想定されているため、これらの取引の結果として、当社株式 13,205,200 株(所有割合(ツルハ HD):26.83%)を保有することになること等に鑑みれば、一般論として、当社の取締役会(以下「当社取締役会」といいます。)は、その構造上、本取引に係る意思決定を行うに際して、イオンの影響を受ける可能性があり、本取引の是非を決定するにあたり当社取締役会と当社の一般株主との間に利益相反が生じる可能性があること等を考慮し、当社において、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

また、ウエルシア HD は、本株式交換は、本基本契約を踏まえ、当社、イオン及びウエルシア HD が本経営統合及びイオンによる当社の連結子会社化等に関して締結する本資本業務提携最終契約に従い実施されるものであるところ、イオンは、2025 年 4 月 11 日時点で、(i)ウエルシア HD 株式 105,981,400 株(所有割合(ウエルシア HD)(注 2):50.51%)を保有し、ウエルシア HD を連結子会社としており、また、(ii)当社株式 9,675,200 株(所有割合(ツルハ HD):19.54%)を保有していること等に鑑みれば、本株式交換を含む本経営統合について本資本業務提携最終契約において合意を行うに際しては、イオンと当社及びウエルシア HD の少数株主の利害が必ずしも一致せず、イオンを通じて当社及びウエルシア HD の相互に利益相反が生じる可能性が存在することから、本経営統合の公

正性の担保に万全を期し、ウエルシア HD において、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

(注1)「所有割合(ツルハ HD)」とは、当社が2025年4月11日に提出した2025年2月期決算短信〔日本基準〕(連結)(以下「当社決算短信」といいます。)に記載された2025年2月28日現在の発行済株式総数(49,557,068株)に、当社が同日現在残存するものと報告した新株予約権5,149個の目的である当社株式数の合計(554,000)株を加算した株式数から、当社決算短信に記載された同日現在の当社が所有する自己株式(890,955株)を控除した株式数(49,220,113株)に対する当社株式の割合(小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合(ツルハ HD)の計算において同じとします。)をいいます。

(注2)「所有割合(ウエルシア HD)」とは、ウエルシア HD が2025年4月11日に提出した2025年2月期決算短信〔日本基準〕(連結)(以下「ウエルシア HD 決算短信」といいます。)に記載された2025年2月28日現在の発行済株式総数(209,713,800株)に、ウエルシア HD が同日現在残存するものと報告した新株予約権124個の目的であるウエルシア HD 株式数の合計(99,200)株を加算した株式数から、ウエルシア HD 決算短信に記載された同日現在のウエルシア HD が所有する自己株式(10,958株)を控除した株式数(209,802,042株)に対するウエルシア HD 株式の割合(小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合(ウエルシア HD)の計算において同じとします。)をいいます。

【当社における公正性を担保するための措置】

当社の公正性を担保するための措置は以下のとおりです。

① 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

(i) 設置等の経緯

当社は、2024年9月6日開催の当社取締役会における決議により、イオン、当社及びウエルシア HD 並びに本取引の成否からの独立性に問題がないことを確認の上、岡崎拓也氏(当社の監査等委員である独立社外取締役)、佐藤はるみ氏(当社の監査等委員である独立社外取締役)、田中若菜氏(当社独立社外取締役)、奥野宏氏(当社独立社外取締役)及び浅田龍一氏(当社の監査等委員である独立社外取締役)の5名から構成される本特別委員会(ツルハ HD)を設置するとともに、本特別委員会(ツルハ HD)に対し、(a)本取引の目的の合理性(本取引が当社グループの企業価値の向上に資するかを含む。)、(b)本取引の取引条件の妥当性(本取引の実施方法や対価の種類の妥当性を含む。)、(c)本取引の手続の公正性に関する事項(いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。)、(d)上記(a)乃至(c)を踏まえ、当社取締役会が本取引の実施(本取引の内容として公開買付けが実施される場合には、当該公開買付けに係る意見表明の内容を含む。)を決定することが当社の少数株主にとって不利益か否か(以下、これらを総称して「本諮問事項(ツルハ HD)」といます。)について諮問することを決議しております。その上で、当社は、本特別委

員会（ツルハ HD）の委員の候補者が、当社、イオン及びウエルシア HD からの独立性を有すること並びに本取引の成否に関して少数株主の皆様とは異なる重要な利害関係を有していないことを確認した上で、岡崎拓也氏、佐藤はるみ氏、田中若菜氏、奥野宏氏及び浅田龍一氏の 5 名を本特別委員会（ツルハ HD）の委員の候補として選定いたしました（なお、本特別委員会（ツルハ HD）の委員は設置当初から変更しておりません。また、本特別委員会（ツルハ HD）の委員に対して本取引の成否と連動して報酬が支払われるなど、本特別委員会（ツルハ HD）の委員に対する報酬として成功報酬は採用されていません。）。

また、当社取締役会は、本特別委員会（ツルハ HD）の設置にあたり、本取引に関する決定を行うに際して、本特別委員会（ツルハ HD）の判断内容を最大限尊重し、本特別委員会（ツルハ HD）が本取引の条件について妥当でないと判断した場合には、本取引を実行する旨の意思決定を行わないこととする旨を併せて決議しております。

さらに、当社取締役会は、本特別委員会（ツルハ HD）に対し、（i）本特別委員会（ツルハ HD）は、本取引に係る当社のアドバイザーに対し、本諮問事項（ツルハ HD）の検討に必要な事項について質問を行い、説明又は助言を求めることができるほか、特に必要と認めるときは、本特別委員会（ツルハ HD）独自のアドバイザーを選任することでもできるものとし、その場合の費用は、当社が負担するものとする、（ii）当社は、本特別委員会（ツルハ HD）に適時に交渉状況の報告を行い、重要な局面で意見、指示及び要請を受け、本特別委員会（ツルハ HD）が取引条件に関する交渉過程に実質的に関与する旨の権限を付与しました。また、本特別委員会（ツルハ HD）は、当社の財務アドバイザー及び第三者算定機関として SMBC 日興証券を、法務アドバイザーとして TMI 総合法律事務所を選任することにつき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことから、それぞれ、当社の財務アドバイザー及び第三者算定機関並びに法務アドバイザーとして承認しました。

（ii）検討の経緯

本特別委員会（ツルハ HD）は、2024 年 10 月 18 日から 2025 年 4 月 10 日までの間に合計 25 回にわたって開催され、報告・情報共有、審議及び意思決定等を行う等して、本諮問事項（ツルハ HD）に係る職務を遂行いたしました。

本特別委員会（ツルハ HD）は、当社の財務アドバイザー及び第三者算定機関である SMBC 日興証券について、その独立性及び専門性に問題がないことを確認し、その選任を承認しており、当社の法務アドバイザーである TMI 総合法律事務所について、イオン、ウエルシア HD 及び当社の関連当事者には該当しないこと及び本株式交換を含む本取引に関して重要な利害関係を有していないことを確認の上、その選任を承認しております。また、本特別委員会（ツルハ HD）は、本特別委員会（ツルハ HD）の財務アドバイザー及び第三者算定機関として山田コンサルを、その独立性及び専門性に問題が

ないことを確認の上選任し、本特別委員会（ツルハ HD）の法務アドバイザーである日比谷パーク法律事務所について、イオン、ウエルシア HD 及び当社の関連当事者には該当しないこと及び本株式交換を含む本取引に関して重要な利害関係を有していないことを確認の上、選任しております。さらに、本特別委員会（ツルハ HD）は、下記「⑤ 当社における独立した検討体制の構築」に記載のとおり当社が社内に構築した本取引の検討体制に、独立性及び公正性の観点から問題がないことを確認しております。

その上で、本特別委員会（ツルハ HD）は、TMI 総合法律事務所及び日比谷パーク法律事務所から聴取した意見を踏まえ、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置について検討を行っております。また、本特別委員会（ツルハ HD）は、山田コンサルから受けた助言も踏まえつつ、当社が作成した 2025 年 2 月期から 2030 年 2 月期までの事業計画について、当社からその内容、重要な前提条件及び作成経緯等について説明を受けるとともに、これらの事項について合理性を確認し、承認しております。

本特別委員会（ツルハ HD）は、当社から、本取引の目的や意義、当社の事業に対する影響等について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を実施するとともに、イオン及びウエルシア HD に対して質問事項を提示し、本取引の目的及び背景、本取引後の経営方針等に関する質疑応答を実施しております。

加えて、本特別委員会（ツルハ HD）は、当社のウエルシア HD との交渉について、随時、当社及び SMBC 日興証券から報告を受け、審議・検討を行い、当社の交渉方針につき、適宜、必要な意見を述べました。具体的には、本特別委員会（ツルハ HD）は、ウエルシア HD から本株式交換比率に関する回答を受領次第、それぞれの回答について報告を受け、SMBC 日興証券及び山田コンサルから対応方針等についての分析・意見を聴取した上で、山田コンサルから受けた財務的見地からの助言を踏まえて検討を行いました。その上で、本特別委員会（ツルハ HD）は当社に対し、当社としての本取引の意義・目的を達するためにウエルシア HD との間で協議すべき事項について意見を述べる等、当社とウエルシア HD との間の本株式交換比率を含む本取引の条件に関する協議・交渉過程の全般において実質的に関与いたしました。

さらに、本特別委員会（ツルハ HD）は、TMI 総合法律事務所及び日比谷パーク法律事務所から、複数回、当社が公表又は提出予定の本株式交換に係る開示書類のドラフトの内容について説明を受け、適切な情報開示がなされる予定であることを確認しております。加えて、当社がウエルシア HD から本株式交換に関する提案を受領する都度、適時に報告を受け、当社に対して複数回に亘り、ウエルシア HD に対して本株式交換比率に関して意見し、ウエルシア HD に対する交渉方針を審議・検討すること等により、ウエルシア HD との間の本株式交換比率に関する協議・交渉に実質的に関与しました。

（iii）判断内容

本特別委員会（ツルハ HD）は、以上の経緯の下で、TMI 総合法律事務所及び日比谷パーク法律事務所から受けた法的助言、山田コンサルから受けた財務的助言を踏まえつつ、本諮問事項（ツルハ HD）について慎重に検討・協議を重ねた結果、2025 年 4 月 10 日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の答申書（以下「本答申書（ツルハ HD）」といいます。）を提出しております。

(a) 答申内容

- i 本取引は、当社グループの企業価値の向上に資するものと認められ、本取引の目的は合理的である。
- ii 本取引の取引条件は妥当である（但し、本公開買付けに係る公開買付価格（以下「本公開買付価格」という。）については、本公開買付価格が市場価格に一定程度のプレミアムを加えた価格であるものの、本公開買付け後も当社株式の上場が維持される予定であり、当社の株主が本公開買付け後も当社株式を所有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められるため、本公開買付価格の妥当性については当社としての判断を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の判断に委ねることは適切である。）。
- iii 本取引の手続は公正である。
- iv 上記 i 乃至 iii を踏まえ、本株式交換を行うこと及び本公開買付けについて賛同表明することについて決定をすることは、当社の少数株主にとって不利益ではない（すなわち、当社の取締役会が、（ア）本株式交換を実施すること、及び（イ）本公開買付けに賛同の意見を表明することを決定することは、当社の少数株主に不利益ではない。また、上記（イ）について、本公開買付け後も当社株式の上場が維持される予定であり、当社の株主が本公開買付け後も当社株式を所有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められるため、本公開買付価格の妥当性については当社としての判断を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の判断に委ねることは当社の少数株主にとって不利益ではない。）。

(b) 答申理由

- i 本取引の目的の合理性（本取引が当社グループの企業価値の向上に資するかを含む。）に関する事項について

本特別委員会（ツルハ HD）は、本取引の目的及び本取引により向上することが見込まれる当社グループの企業価値の具体的内容等について、イオン、当社及びウエルシア HD に対して質疑を行った。それらの内容をまとめると、概要は以下のとおりである。

- ・ イオンと当社の資本関係は、1995 年 1 月に業務・資本提携契約を締結し、

ジャスコ株式会社を割当先とする第三者割当により株式会社ツルハ株式 32,000 株を取得したことを契機としたものである。

- ・ 当社を含むドラッグストア業界は、健康需要の高まり、取扱商品の拡大、意欲的な出店等を背景に市場規模を順調に拡大させてきた。一方で、物価高に伴う消費者の節約志向の高まり、人件費・物流費の高騰など事業環境の変化に直面している。また、国内では、業界の成長は成熟ステージを迎え、再編の機運が高まっていると考えている。このような状況の中、当社は、出店済み地域の更なるドミナント戦略の強化、調剤併設店舗の拡大、各部門社内システムの刷新による次世代基盤の構築、プライベートブランドシリーズのラインナップ強化等、店舗・調剤・D X・プライベートブランドにおける重点戦略の推進を通じて、さらに大きな成長に向けた筋肉質な企業体質への変換を目指している。しかし、医療格差、健康格差及び地域間格差の拡大が大きな社会問題となる中、ドラッグストア業界においては、薬価の引き下げ、消費者の節約志向の高まり、人件費・物流費の高騰等によって事業環境の厳しさは増す一方であるものの、このような環境下においても、誰もがヘルス&ウェルネスのサービスを等しく受けられる社会を実現するためには、既存の業態の枠組みの中での成長にとどまらず、自らの業態の抜本的な変革を推進していく必要があると考えている。
- ・ 上記の課題認識の下、以前より当社と提携関係にあるイオン、当社及びウエルシア HD は、各社が掲げる理念の実現と企業価値の向上を図るとともに、継続的に相互に情報共有・課題認識について共有等を図ってきた。そして、イオン、当社及びウエルシア HD は、各社の持つ経営資源を最大限に活用し、連携することにより、様々な分野でシナジーを発揮して、日本最大のドラッグストア連合体を創成し、競争力の獲得、アジア No. 1 のグローバル企業への成長を目指すとともに、そこで働く従業員の限らない成長機会を創出し、もって地域生活者のより高次のヘルス&ウェルネスの実現（例えば、デジタル技術を活用した新たなヘルスケアサービス、栄養指導や運動指導を含む専門性の高いサービスの提供や、地域と連携した健康コミュニティの形成）をしていくことが最適であるとの考えに3社に至ったため、本基本契約を締結した。そして、本基本契約において、資本提携の内容として、遅くとも 2027 年 12 月 31 日までに、当社を親会社とし、ウエルシア HD を完全子会社とする株式交換の方法による経営統合を行い（なお、本資本業務提携最終契約において、本株式交換の効力発生日を 2025 年 12 月 1 日とすることに合意している。）、その後イオンが当社株式に係る議決権割合が過半数以上 51%未満となる範囲で当社株式を追加取得し、当社を連結子会社とすること、また業務提携の内容として以下の範囲で、実際の実行項

目の選択、時期及び条件等の詳細について、別途イオン、当社及びウエルシア HD の間で誠実に協議し、決定することとした。

- (i) 店舗開発、調剤併設化等に関する相互協力
 - (ii) 商品や電力の仕入れ・開発等の相互協力
 - (iii) 物流効率化の相互協力
 - (iv) 決済・ポイントシステム・デジタルマーケティング・保険等に関する提携
 - (v) プライベートブランド商品の共同開発や相互供給の推進
 - (vi) DX・ECの推進等に関する相互協力
 - (vii) 経営ノウハウの交流
 - (viii) フード&ドラッグ業態の研究と推進
 - (ix) 人材及び人事情報の交流
- ・そして、イオン、当社及びウエルシア HD は、業務提携の具体的な内容、実際の実行項目の選択、時期及び条件等の詳細に加えて、資本提携に係る各取引の手法及び条件等について協議・交渉を重ねてきた。
 - ・その結果、イオンは、イオングループ、当社グループ及びウエルシアグループの経営資源を組み合わせることで最大限に活用し、連携することにより、様々な分野でシナジーを発揮して、日本最大のドラッグストア連合体を創成し、競争力の獲得、アジア No. 1 のグローバル企業への成長を目指すことで、今後のイオングループ、当社グループ及びウエルシアグループの中長期的な企業価値の向上を図ることが可能であると考えているに至ったとのことである。なお、具体的には、以下のようなシナジーを想定しているとのことである。
 - (ア) ドミナント戦略の推進・店舗開発ノウハウの共有による収益性の向上（上記（i））
 - (イ) 海外出店の加速（上記（i））
 - (ウ) 商品等の調達における連携（上記（ii））
 - (エ) 電力の共同調達によるコスト削減（上記（ii））
 - (オ) 共同配送による配送ルート最適化、配送コストの削減（上記（iii））
 - (カ) プライベートブランド商品の開発加速・品揃え強化による収益改善（上記（v））
 - (キ) 調剤薬局事業における既存事業強化・新規事業展開による売上増（上記（vii））
 - ・一方、当社は、イオン、当社及びウエルシア HD がそれぞれの経営資源を集約し、互いに強みとする事業ノウハウ等を活用することにより、（ア）ドミナント戦略の推進・店舗開発ノウハウの共有による収益性の向上、（イ）海

外出店の加速、(ウ) 商品等の調達における連携、(エ) 電力の共同調達によるコスト削減、(オ) 共同配送による配送ルート最適化、配送コストの削減、(カ) プライベートブランド商品の開発加速・品揃え強化による収益改善及び(キ) 調剤薬局事業における既存事業強化・新規事業展開による売上増といったシナジーの実現が期待されるだけでなく、当社とウエルシアHDの経営を一体化し、当社がウエルシアHDと統合した後、本公開買付けによりウエルシアHDを含む当社がイオンの連結子会社となり、両社の協力体制を構築することで、本公開買付けを含む本取引を通じてイオン及び当社が一体となり、ウエルシアHDを含む当社がイオングループのヘルス&ウェルネス事業の中核子会社としてスピード感をもって事業運営を実施し、シナジーの早期実現を目指すことが、「日本最大のドラッグストア連合体を創成し、競争力の獲得、アジアNo.1のグローバル企業への成長」の実現、ひいては当社グループの企業価値の向上に資するものであるとの結論に至った。

- ・ なお、同時に、当社は、イオンとの間で、当社の独自の企業文化や経営の自主性を維持することが、当社の持続的な発展により企業価値を向上させていくために非常に重要であり、両社の資本関係を強化するにあたっては、当社の自主的な経営を尊重しつつ、両社の連携を深めることができる当社の上場を維持する連結子会社化が望ましいとの共通認識に至った。もっとも、イオンの当社の経営に対する支配力又は影響力の増加による経営上の制約に関しては、イオンと当社は、本資本業務提携最終契約において、経営の自主性・独立性について合意しており、契約上一定の手当てがなされていることから問題ないと判断している。
- ・ 当社は、電力の仕入れ、物流効率化の相互協力、決済・ポイントシステム・デジタルマーケティング・保険等に関する提携、DX・ECの推進等に関する相互協力、フード&ドラッグ業態の研究と推進は、平成7年業務・資本提携体制では業務提携範囲にて明記されていないため、本資本業務提携最終契約により、今まで以上にイオングループと強固に連携することで、より広い業務において協力・提携することができると考えている。
- ・ イオンは、海外展開については、物件の共同開発、商品の共同仕入れを行うことにより海外市場における出店加速や競争力の向上が実現でき、これらの活動は、連結子会社化という深いつながりを形成してはじめて可能になると考えている。特に、フード&ドラッグ業態の開発にあたって課題の多い生鮮・デリカについては、イオンからノウハウを提供したり、物流を共同化することで当社の競争力強化に貢献できるが、これらも連結子会社化の後でなければ実行できないと考えている。

- ・ 当社は、イオンの連結子会社となることにより、顧客、取引先、従業員に対して悪影響が生じることは想定していない。

上記事項の具体的な内容及びこれらを踏まえた当社グループの企業価値向上の可能性等について、本特別委員会（ツルハ HD）は、その合理性を検証したところ、当社がウエルシア HD を完全子会社化するとともに、当社がイオンの連結子会社となることで、イオン、当社及びウエルシア HD がそれぞれの経営資源を集約し、互いに強みとする事業ノウハウ等を活用することが可能となり、当社が想定しているシナジーの実現が期待されるという点に不合理な点は認められない。

なお、イオンと当社は、本取引を行う前から一定の資本関係が存在し、従来から資本業務提携関係にあるため、当社がイオンの連結子会社となることにより期待されるシナジーは本取引を行わなくても実現することが可能ではないのかという点についても確認したところ、イオン及び当社のいずれの説明においても、イオンが連結子会社化後に想定している施策や経営資源の提供の多くは、1995年1月に開始された業務・資本提携契約では業務提携の範囲に明記されていないため、イオンが当社を連結子会社とし、今まで以上にイオングループとの連携を強固にすることにより、より広い業務において協力・提携することができる旨の説明があったため、その点で、現在の資本関係に留まらず連結子会社化を実施することには合理性が認められると考えられる。

その他のイオン、当社及びウエルシア HD の認識についても、合理性を検証したところ、特に不合理な点は認められない。

また、本取引は、当社がイオンにより連結子会社化されることが想定されており、これにより、イオングループのグループ基本方針や規程類等の適用を受け得るなど、当社の親会社としてのイオンが株主としての支配力又は影響力を有することとなる。しかしながら、イオンと当社は、本資本業務提携最終契約において、当社の経営の自主性・独立性について合意しており、契約上一定の手当てがなされていることから問題ないとともに、上記のとおりそのことを上回るメリットがあると判断しており、かかる判断に不合理な点は認められない。

以上のような点を踏まえ、本特別委員会（ツルハ HD）において慎重に協議及び検討した結果、本取引は企業価値の向上に合理的に資するものと認められ、本取引の目的は合理的であると判断するに至った。

- ii 本取引の取引条件の妥当性(本取引の実施方法や対価の種類の妥当性を含む。)に関する事項について

- a 考え方

本株式交換は、当社が株式交換完全親会社、ウエルシア HD が株式交換完

全子会社となる株式交換であり、当社の既存株主は本株式交換の効力発生後も当社の株主として残存することから、本株式交換によりウエルシア HD の株主に対して割り当てられる当社株式の数・比率（当社の少数株主に生じる希薄化の程度）が不当に大きいものにならないように、（言い換えれば、ウエルシア HD の株主にとってのプレミアムが不当に大きくならないように）配慮する必要がある。

b 本株式交換比率

本株式交換比率は、SMBC 日興証券から取得した株式交換比率算定書の算定結果のうち、市場株価法の算定結果のレンジの下限を下回り、かつ、類似上場会社比較法及びDCF法の算定結果のレンジの範囲内の比率である（なお、本株式交換比率は、当社が実施することを予定している本株式分割の効力が生じることを前提として決定されている。これに対し、当社が SMBC 日興証券から取得した株式交換比率算定書の評価レンジは、本株式分割が実施されることを考慮しない（本株式分割の実施前の）当社の株式数を前提として算定されたものであるため、本答申書（ツルハ HD）における、評価レンジの範囲内にあるか否かについての言及は、評価レンジの数値を本株式分割の分割比率に応じて調整して当てはめている。）。

また、本株式交換比率は、山田コンサルから取得した株式交換比率算定書の算定結果のうち、市場株価法による算定結果のレンジの中央値であり、DCF法による算定結果のレンジの中央値を下回り、類似上場会社比較法による算定結果のレンジの範囲内である（なお、本特別委員会（ツルハ HD）が山田コンサルから取得した株式交換比率算定書の評価レンジは、本株式分割が実施されることを考慮しない（本株式分割の実施前の）当社の株式数を前提として算定されたものであるため、本答申書（ツルハ HD）における、評価レンジの範囲内にあるか否かについての言及は、評価レンジの数値を本株式分割の分割比率に応じて調整して当てはめている。）。

また、本株式交換比率は、近年に実施された、本取引と類似性を有する株式交換（2021年1月1日以降に公表された上場会社同士の株式交換及び2019年6月28日以降に公表された上場している親子会社間の株式交換）による完全子会社化事例における平均的なプレミアム水準と比較して平均値及び中央値をいずれも下回る水準であると評価でき、当社の一般株主に不利益であるとはいえない。

以上に加えて、本特別委員会（ツルハ HD）は、本取引に際して実施された当社のウエルシア HD に対するデュー・ディリジェンスの結果について報告を受け、質疑応答を行った。そのうえで、本特別委員会（ツルハ HD）は、当

社において、本取引の取引条件の検討に際して、デュー・ディリジェンスの結果について合理的に考慮していることを確認した。具体的には、当社は、デュー・ディリジェンス及びその後の調査の結果として、ウエルシア HD において 2025 年 2 月期に店舗に係る 131 億円程度の減損が生じることを認識したところ、かかる減損がウエルシア HD 株式の本源的価値及び市場株価に与え得る影響を考慮した上で本取引の取引条件の検討及び交渉を行っている。

さらに、下記 iii のとおり、本取引に係る交渉過程の手続は公正であると認められるところ、本株式交換比率を含む本取引の取引条件は、当社がウエルシア HD との間で独立当事者間の交渉と全く同等と評価できる度重なる交渉を行い、かかる交渉の結果も踏まえて決定されたものであると認められる。また、当社は、本公開買付価格について、イオンに対して、本取引の決定に至る直前まで、度重なる引上げの要請を行い、実際に本公開買付価格の引上げを実現している。

c 本取引の実施方法及び対価の種類等

(ア) 当社によるウエルシア HD の完全子会社化に係る取引（以下「本完全子会社化取引」という。）について

本完全子会社化取引の手法として、ウエルシア HD の株主に対して、当社株式を割り当て交付する本株式交換が検討されている。

当社が本完全子会社化取引を実施する場合、その対価を現金とすることも想定されるが、その場合、当社の財務状況に鑑みれば、外部の金融機関等からの資金調達を行う必要性が生じる可能性がある。本完全子会社化取引の結果、当社が多額の有利子負債を抱えた場合、当社経営の柔軟性等が阻害され、ウエルシア HD を傘下に加えた当社グループの企業価値の向上に影響を生じさせる可能性も否定できない。

本完全子会社化取引の手法を、当社株式を対価とする本株式交換とした場合、これにより、本株式交換の効力発生直前時点における当社の株主の議決権保有割合には一定程度の希薄化が生じるが、本株式交換と類似する株式交換による完全子会社化事例に鑑みると、株式交換完全親会社の株式に希薄化が生じたとしても、これをもって株式交換完全親会社の企業価値の向上に支障が生じるとは必ずしも評価できない。むしろ、前述の現金対価の場合のように多額の有利子負債の発生を伴うことなく完全子会社化を実現することで本取引実行後のウエルシア HD を傘下に加えた当社グループの企業価値向上に資するとともに、当社の少数株主及びウエルシア HD の既存株主は引き続き当社の株主とし

て同社株式を保有することにより、本取引によって創出されるシナジー及び当社グループの企業価値の向上の利益を享受することもできると評価することが可能である。したがって、本株式交換の実施により当社株式に一定程度の希薄化が生じることのみをもって、本完全子会社化取引の対価の種類として、当社株式を選択することが不合理であるとは必ずしもいえない。

以上の点を踏まえれば、本完全子会社化取引の実施方法や本完全子会社化取引の対価の種類として、ウエルシア HD の株主に対して、当社株式を交付することには妥当性が認められる。

(イ) イオンが当社株式を過半数以上 51%未満となる範囲で取得する取引（以下「本買増取引」という。）について

本買増取引の手法として、現金を対価とする本公開買付けが検討されている。

イオンは上場会社であり、本買増取引の対価をイオンの株式とすることも考えられるが、上場株式は一定の流動性はあるものの価値変動リスクがあり、また対価を受け取った株主が現金化するのに一定の時間と手続が必要になる。一方、対価を現金とする方が、価値変動リスクが低く、かつ、流動性の問題もなく、株主の応募判断にあたっても評価が比較的容易であると考えられる。

加えて、本買増取引は、市場取引ではなく、公開買付けによる手法が想定されている。公開買付けによる場合、取引の透明性を図ることや、当社の株主に公平に当社を売却する機会を提供することができるため、本買増取引を公開買付けによることに不合理な点は認められない。

以上の点を踏まえれば、本買増取引の実施方法や本買増取引の対価の種類を、現金を対価とした公開買付けとすることには妥当性が認められる。なお、本公開買付価格は市場価格に一定程度のプレミアムを加えた価格であるものの、本公開買付け後も当社株式の上場が維持される予定であり、当社の株主が本公開買付け後も当社株式を所有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められるため、本公開買付価格の妥当性については当社としての判断を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の判断に委ねることは適切であると考えられる。また、上記の状況に鑑みれば、当社が本公開買付けにあたり、第三者算定機関から独自に株式価値算定書を取得していないことは不合理ではない。

d 検討及び小括

以上のような点を踏まえ、本特別委員会（ツルハ HD）において慎重に協議及び検討した結果、本取引に係る取引条件が株主共同の利益ができる限り確保された条件であり、当該取引条件は妥当であると判断するに至った。

なお、本公開買付けについては、上記のとおり、本公開買付価格が市場価格に一定程度のプレミアムを加えた価格であるものの、本公開買付け後も当社株式の上場が維持される予定であり、当社の株主が本公開買付け後も当社株式を所有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められるため、本公開買付価格の妥当性については当社としての判断を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の判断に委ねることは適切であると判断するに至った。

iii 本取引の手続の公正性に関する事項（いかなる公正性担保措置をどの程度講じべきかの検討を含む。）について

当社及びその法務アドバイザーである TMI 総合法律事務所並びに本特別委員会（ツルハ HD）の法務アドバイザーである日比谷パーク法律事務所によれば、当社は、本取引についての当社における検討過程の公正性及び透明性を担保するために、以下のような措置を採っていることが認められる。

- a 当社は、2024 年 9 月 6 日開催の取締役会の決議に基づき、本取引（本取引の内容として公開買付けが実施される場合には、当該公開買付けに対して、当社が特定の内容の意見表明を行うことを含む。）に関する当社の意思決定過程における恣意性を排除するとともに、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立するという目的を達成するための諮問機関として、本特別委員会（ツルハ HD）を設置している。そして、本諮問事項に対する本特別委員会（ツルハ HD）の意見を最大限尊重し、本特別委員会（ツルハ HD）が本提案に係る取引の条件について妥当でないと判断した場合には、当社は、当該取引を実行する旨の意思決定（本取引の内容として公開買付けが実施される場合には、当該公開買付けに関する当社の賛同及び応募推奨を内容とする意見表明を含む。）を行わないこととするとともに、本取引を実施する場合における相手方との間で取引条件について交渉するにあたり、本特別委員会（ツルハ HD）に適時にその状況を報告し、重要な局面でその意見、指示及び要請を受け、また、特別委員会は、当社による取引条件の交渉に実質的に関与するものとされている。そして、本特別委員会（ツルハ HD）は、当社が本取引の取引条件についてイオン又はウエルシア HD と交渉するに際し、実際に当社から適時にその状況の報告を受け、本特別委員会（ツルハ HD）として真摯に審議・

検討した上で本特別委員会（ツルハ HD）の意見及び要請を当社に対して伝え、当社はかかる意見及び要請に沿って交渉を行ったため、本特別委員会（ツルハ HD）は、当社による取引条件の交渉に実質的に関与した。なお、本特別委員会（ツルハ HD）の委員は、設置当初から変更されていない。

- b 当社は、意思決定の公正性及び適正性を担保するために、イオン、当社及びウエルシア HD から独立した法務アドバイザーとして TMI 総合法律事務所を選任し、TMI 総合法律事務所より、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る当社の意思決定の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けている。
- c 本特別委員会（ツルハ HD）は、意思決定の公正性及び適正性を担保するために、イオン、当社及びウエルシア HD から独立した法務アドバイザーとして日比谷パーク法律事務所を選任し、日比谷パーク法律事務所より、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る当社の意思決定の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けている。
- d 当社は、意思決定の公正性及び適正性を担保するために、イオン、当社及びウエルシア HD から独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関として SMBC 日興証券を選任し、SMBC 日興証券から本取引に係る交渉等に関する専門的助言及び補助を受けている。
- e 本特別委員会（ツルハ HD）は、意思決定の公正性及び適正性を担保するために、イオン、当社及びウエルシア HD から独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関として山田コンサルを選任し、山田コンサルから財務的見地からの専門的助言及び補助を受けている。
- f 当社は、2024 年 3 月上旬から、当社とイオン及びウエルシア HD との間の本取引の取引条件に関する協議・交渉には、イオン及びウエルシア HD の役職員を現に兼務し又は過去に兼務していた当社の役職員は関与しないこととし、2025 年 4 月 11 日に至るまでかかる取扱いを継続しており、かつ、本取引に係る協議、検討及び交渉の過程で、当社側にイオン若しくはウエルシア HD 又はそれらの特別利害関係人が影響を与えたことを推認させる事実は存在しない。

以上のような点を踏まえ、本特別委員会（ツルハ HD）において、慎重に協議及び検討した結果、本取引においては適切な公正性担保措置が講じられており、本取引に係る協議、検討及び交渉の過程を含む本取引に係る手続は公正であると判断するに至った。

- iv 上記を踏まえ、取締役会が本取引の実施（本取引の内容として公開買付けが実施される場合には、当該公開買付けに係る意見表明の内容を含む。）を決定することが当社の少数株主にとって不利益か否かについて

上記を踏まえ慎重に検討した結果、当社取締役会が本取引の実施を決定することは当社の少数株主にとって不利益ではないと判断するに至った。すなわち、当社の取締役会が、（ア）本株式交換を実施すること、及び（イ）本公開買付けに賛同の意見を表明することを決定することは、当社の少数株主に不利益ではないと判断するに至った。また、上記（イ）について、本公開買付け後も当社株式の上場が維持される予定であり、当社の株主が本公開買付け後も当社株式を所有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められるため、本公開買付け価格の妥当性については当社としての判断を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の判断に委ねることは当社の少数株主にとって不利益ではないと判断するに至った。

② 当社における独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関からの算定書の取得

当社は、上記「① 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、イオン、ウエルシア HD 及び当社から独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関として SMBC 日興証券を選任し、SMBC 日興証券から本取引に係る交渉等に関する専門的助言及び補助を受けるとともに、2025 年 4 月 10 日付で株式交換比率算定書を取得しております。

なお、SMBC 日興証券は、イオン、ウエルシア HD 及び当社の関連当事者には該当せず、本株式交換を含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。また、本取引に係る SMBC 日興証券に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれております。当社は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本取引が不成立となった場合に当社に相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等も勘案の上、本取引の成否を問わず、一定の報酬の支払いが予定されている以上、かかる報酬をもって独立性が否定されるわけではないとの判断から、上記の報酬体系により SMBC 日興証券を当社の財務アドバイザーとして選任しております。また、本特別委員会（ツルハ HD）も、SMBC 日興証券の独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、当社の財務アドバイザー及び第三者算定機関として選任することを承認しております。

③ 当社における独立した法務アドバイザーからの助言

当社は、上記「① 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、イオン、ウエルシア HD 及び当社から独立した外部の法務アドバイザーとして TMI 総合法律事務所を選任し、TMI 総合法律事務所から本取引において手続の

公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る当社の意思決定の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けております。

なお、TMI 総合法律事務所は、イオン、ウエルシア HD 及び当社の関連当事者には該当せず、本株式交換を含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。また、本取引に係る TMI 総合法律事務所に対する報酬には、本取引の成否又は取引若しくは手続の進捗に関連して決定される報酬は含まれておりません。また、本特別委員会（ツルハ HD）も、TMI 総合法律事務所の独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、当社の法務アドバイザーとして選任することを承認しております。

④ 当社における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認

当社取締役会は、TMI 総合法律事務所から受けた法的助言、SMBC 日興証券から受けた助言を踏まえつつ、本答申書（ツルハ HD）において示された本特別委員会（ツルハ HD）の判断内容を最大限尊重しながら、本株式交換を含む本取引が当社の企業価値の向上に資するか否か及び本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に検討・協議いたしました。

その結果、当社は、2025 年 4 月 11 日開催の当社取締役会において、同日時点における当社の意見として、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、当社は、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

上記の当社取締役会においては、当社取締役 10 名（うち、監査等委員である独立社外取締役 3 名及び独立社外取締役 2 名）の全員一致により上記の決議を行いました。

⑤ 当社における独立した検討体制の構築

上記「（４）公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」に記載のとおり、本取引は、結果としてイオンが当社の過半数の議決権割合となる取引であるとともに、イオンを直接又は間接に相手方とする取引であるところ、イオンは、東京証券取引所プライム市場に上場している当社株式 9,675,200 株（所有割合（ツルハ HD）：19.66%）を直接保有しており、また、本追加取得の結果、当社株式 13,205,200 株（所有割合（ツルハ HD）：26.83%）を保有することになるため、一般論として、当社取締役会は、その構造上、本取引に係る意思決定を行うに際して、イオンの影響を受ける可能性があり、本取引の是非を決定するにあたり当社取締役会と当社の一般株主との間に利益相反が生じる可能性があること等に鑑み、イオン及びウエルシア HD から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を当社の社内に構築いたしました。

具体的には、当社は、2024 年 3 月上旬から、当社とイオン及びウエルシア HD との間の本取引の取引条件に関する協議・交渉には、イオン及びウエルシア HD の役職員を現に兼務し又は過去に兼務していた当社の役職員は関与しないこととし、2025 年 4 月 11 日に至るまで

かかる取扱いを継続しております。また、当社の検討体制（本取引の検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。）に独立性・公正性の観点から問題がないことについては、本特別委員会（ツルハ HD）の承認を得ております。

⑥ 特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式交換比率算定書の取得

本特別委員会（ツルハ HD）は、上記「① 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本諮問事項（ツルハ HD）の検討を行うにあたり、イオン、ウエルシア HD 及び当社から独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関として山田コンサルを選任し、山田コンサルから財務的見地からの専門的助言及び補助を受けるとともに、2025 年 4 月 10 日付で株式交換比率算定書を取得しております。なお、山田コンサルは、イオン、ウエルシア HD 及び当社の関連当事者には該当せず、本株式交換を含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。また、山田コンサルに対する報酬は、本株式交換の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本株式交換の成立を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

⑦ 本特別委員会（ツルハ HD）における独立した法律事務所からの助言

本特別委員会（ツルハ HD）は、上記「① 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、イオン、ウエルシア HD 及び当社から独立した法務アドバイザーとして日比谷パーク法律事務所を選任し、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る本特別委員会（ツルハ HD）の審議の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けております。

なお、日比谷パーク法律事務所は、イオン、ウエルシア HD 及び当社の関連当事者には該当せず、本株式交換を含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。また、日比谷パーク法律事務所に対する報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる時間単位の報酬のみであり、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれておりません。

【ウエルシア HD における公正性を担保するための措置】

ウエルシア HD の公正性を担保するための措置は以下のとおりです。

① ウエルシア HD における利害関係を有しない特別委員会の設置及び答申書の取得

（i）設置等の経緯

ウエルシア HD は、本資本業務提携最終契約の締結及び同契約に基づく本経営統合（以下「本経営統合等」といいます。）の公正性の担保に万全を期す観点から、2024 年 6 月 21 日開催の取締役会における決議により、イオン、当社及びウエルシア HD 並びに本経営統合等の成否からの独立性に問題がないことを確認の上、野沢勝則氏（ウエ

ルシア HD 社外取締役・独立役員)、加々美博久氏(ウエルシア HD 元社外監査役・弁護士)及び安田昌彦氏(ベネディ・コンサルティング代表取締役社長・公認会計士)の3名により構成される本特別委員会(ウエルシア HD)を設置いたしました。ウエルシア HD は、本特別委員会(ウエルシア HD)に対し、(i)ウエルシア HD の取締役会(以下「ウエルシア HD 取締役会」といいます。)に対し、本経営統合等の実施を勧告するか、及び、(ii)ウエルシア HD 取締役会が本経営統合等の実施に関する決定(本資本業務提携最終契約の締結に係る決定を含む。)を行うことがウエルシア HD の少数株主にとって不利益なものでないかについて、それぞれ諮問しております(また、これらの検討に際しては、(i)ウエルシア HD の企業価値の向上に資するか否かの観点から、当該取引を実施することの合理性について検討・判断するとともに、(ii)ウエルシア HD の少数株主の利益を図る観点から、取引条件の妥当性及び手続の公正性についても検討・判断するものとされています。)(以下、これらを総称して「本諮問事項(ウエルシア HD)」といいます。)。また、ウエルシア HD は、本経営統合等に関するウエルシア HD 取締役会の意思決定は、特別委員会(ウエルシア HD)の判断内容を適切に理解・把握した上で、これを最大限尊重して行うこととし、本諮問事項(ウエルシア HD)の検討にあたり、本特別委員会(ウエルシア HD)に対し、以下の権限を付与しております。

- i. ウエルシア HD が本経営統合等に係る関係者との間で行う協議・交渉過程に実質的に関与し、本特別委員会(ウエルシア HD)が必要と認める場合には本経営統合等に係る関係者との間で自ら又はウエルシア HD 若しくはそのアドバイザーに指示することにより協議・交渉を行うこと
- ii. 本特別委員会(ウエルシア HD)において本経営統合等に係る法務、財務等のアドバイザーを選任し(この場合の費用はウエルシア HD の負担とする。)、又は、本経営統合等に係るウエルシア HD の法務、財務等のアドバイザーを指名・承認(事後承認を含む。)すること
- iii. ウエルシア HD の役職員、本経営統合等の関係者その他本特別委員会(ウエルシア HD)が必要と認める者から必要な事項を聴取し又は必要な情報を受領すること
- iv. ウエルシア HD の役職員その他の者から本経営統合等に関する検討及び判断に必要な情報(ウエルシア HD の事業計画の検証を要する場合、事業計画に関わる情報を含む。)を受領すること
- v. その他本経営統合等に関する検討及び判断に際して必要と特別委員会が認める事項

なお、各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず固定額の報酬を支払うものとしております。

(ii) 検討の経緯

本特別委員会（ウエルシア HD）は、本特別委員会（ウエルシア HD）の設置後、2025 年 4 月 10 日までの間に、会合を合計 14 回開催したほか、報告・情報収集、審議、意思決定等を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項（ウエルシア HD）について、慎重に協議及び検討を行いました。

具体的には、本特別委員会（ウエルシア HD）は、ウエルシア HD の財務アドバイザー及び第三者算定機関であるみずほ証券並びにウエルシア HD の法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所外国法共同事業について、①当社、イオン及びウエルシア HD 並びに本経営統合等からの独立性に問題がないこと及び②同種事案のアドバイザリー業務に関する経験その他の専門性を有していることを確認の上、その選任を承認しました。

さらに、本特別委員会（ウエルシア HD）は、当社及びウエルシア HD 経営陣に対し、本経営統合等に関する質問状を送付し、当社及びウエルシア HD 経営陣から、当社及びウエルシア HD に関する現状認識（両社の強み及び現状の課題）、本経営統合等の意義・目的及び統合後のガバナンスに関する考え方等についてそれぞれ回答書を受領したほか、当社、ウエルシア HD 経営陣及びウエルシア HD 従業員組合に対するインタビューを実施し、本経営統合等に関するそれぞれの見解について説明を受けました。また、本特別委員会（ウエルシア HD）は、ウエルシア HD の DCF 法による株式価値算定の前提となる事業計画に関し、前提事項及び作成経緯等について説明を受け、質疑応答を行い、事業計画の合理性を確認の上、承認しております。さらに、ウエルシア HD の法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所外国法共同事業、並びに財務及び税務デュー・ディリジェンスに係るアドバイザーである PwC アドバイザリー合同会社及び PwC 税理士法人より、当社グループに対する法務並びに財務及び税務に関するデュー・ディリジェンスの結果の報告を受け、当社の株式価値算定及びその前提となるキャッシュフロー計画並びに株式交換比率を含む本経営統合の取引条件の検討において考慮すべき事項を含め、質疑応答及び意見交換を行い、当社の株式価値算定の前提となった事業計画についてもその内容を検証しております。また、本特別委員会（ウエルシア HD）は、ウエルシア HD の財務アドバイザー及び第三者算定機関であるみずほ証券による株式交換比率算定について、算定方法の選択理由、各算定方法における算定過程、重要な前提条件等及び算定結果の説明を受け、質疑応答を行い、その合理性を確認しております。さらに、本特別委員会（ウエルシア HD）は、ウエルシア HD が、ウエルシア HD の財務アドバイザー及び第三者算定機関であるみずほ証券から提出を受けた本フェアネス・オピニオンについて、その発行手続等の説明を受け、質疑応答を行っております。

加えて、本特別委員会（ウエルシア HD）は、当社との株式交換比率に関する交渉について、随時、ウエルシア HD 及びみずほ証券から報告を受け、審議・検討を行い、当社との交渉方針につき、適宜、必要な意見を述べました。具体的には、本特別委員会

(ウエルシア HD) は、当社から本株式交換比率に関する回答を受領次第、それぞれの回答について報告を受け、みずほ証券から対応方針等についての分析・意見を聴取した上で検討を行い、本株式交換比率の交渉方針を定めるとともに、必要に応じて指示を行う等、本株式交換比率に関する協議・交渉過程の全般において実質的に関与いたしました。

さらに、本特別委員会（ウエルシア HD）は、ウエルシア HD、森・濱田松本法律事務所外国法共同事業及びみずほ証券から、本資本業務提携最終契約及び本株式交換契約の内容及び交渉状況について随時報告を受け、森・濱田松本法律事務所外国法共同事業及びみずほ証券からの助言を踏まえて、必要に応じて交渉方針の検討・指示を行いました。また、ウエルシア HD 及びみずほ証券から、ウエルシア HD が公表又は提出予定の本取引に係る開示書類のドラフト並びに本株式交換契約に係る株主総会参考書類の作成方針等について説明を受け、適切な情報開示がなされる予定であることを確認しております。

(iii) 判断内容

本特別委員会（ウエルシア HD）は、以上の経緯の下で、森・濱田松本法律事務所外国法共同事業から受けた法的助言、みずほ証券から受けた財務的助言、ウエルシア HD が 2025 年 4 月 10 日受けて提出を受けた株式交換比率算定書及び本フェアネス・オピニオンの内容を踏まえつつ、本諮問事項（ウエルシア HD）について慎重に検討・協議を重ねた結果、2025 年 4 月 11 日付で、ウエルシア HD 取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の答申書を提出しております。

(a) 答申内容

1. ウエルシア HD 取締役会に対し、本経営統合等を実施することを勧告する。
2. ウエルシア HD 取締役会が本経営統合等の実施に関する決定（本資本業務提携最終契約の締結に係る決定を含む。）を行うことは、ウエルシア HD の少数株主にとって不利益なものでないものと思料する。

(b) 答申理由

1. 本経営統合等を実施することの合理性

以下の点より、本経営統合等はウエルシア HD の企業価値の向上に資するものであり、本経営統合等を実施することは合理的であると考えられる。

(1) ウエルシア HD の事業環境及び経営課題等

- ・ウエルシア HD からの説明によれば、ドラッグストア業界では、出店余地の減少、薬価の引き下げ、価格競争の激化等、事業環境の厳しさが増しており、長期的には、国内の少子高齢化による労働力不足を踏まえた積極的な従業員の処

遇改善の必要や高齢者の増加に伴う消費者ニーズの変化等に直面することが予想されている。

- ・また、将来的なウエルシア HD グループの事業の継続と企業価値の向上のためには、店舗の競争力を更に高めていく必要があり、中長期的には、プライベートブランド商品の開発、新たな店舗フォーマットの開発等、既存の事業領域の拡大を含めた各種施策の実行が経営課題であると認識されている。

(2) 本経営統合等によるシナジー

- ・イオン、当社及びウエルシア HD からの説明によれば、本経営統合等により、各社の業務提携を推進し、具体的には、(i) 商品等の調達における連携、(ii) P B 商品の開発加速・品揃え強化による収益改善、(iii) 共同配送による配送ルート最適化、配送コストの削減、(iv) 電力の共同調達によるコスト削減、(v) ドミナント戦略の推進・店舗開発ノウハウの共有による収益性の向上、(vi) 調剤薬局事業における既存事業強化・新規事業展開による売上増、(vii) 海外出店の加速といった取り組みを行うことが想定されている。
- ・そして、このような業務提携を通じて、本経営統合後3か年でおおよそ500億円のシナジー効果を見込んでいるとのことである。
- ・本特別委員会（ウエルシア HD）としては、当社、イオン及びウエルシア HD の分析について、3社によるシナジー分科会の検討結果を含めて検証したものの、特段不合理な点は確認されていない。

(3) 本経営統合等によるディスシナジーの検討

- ・ウエルシア HD 経営陣によれば、想定される本経営統合等によるディスシナジーとして、(i) 調剤報酬減算のリスク（グループ内に敷地内薬局が1店舗でも存在する場合の調剤基本料の減算のリスク）、(ii) 商品の帳合統合に係るシナジー実現に向けた追加的な IT 投資の発生可能性、(iii) 上場廃止に伴うウエルシア HD の顧客、取引先、従業員、金融機関等に対する信用力の低下の懸念、(iv) 本経営統合等に伴うウエルシア HD グループの従業員のモチベーションへの悪影響やモラルの低下の懸念、(v) クリアランス取得のための問題解消措置が必要となる可能性が挙げられるものの、いずれもその影響は小さくなく、本経営統合等を進めるにあたり重大な支障となるものではないとのことである。
- ・本特別委員会（ウエルシア HD）としても、上記ウエルシア HD 経営陣の分析に特段不合理な点は見受けられず、異論はない。

(4) 本経営統合等以外の選択肢の可能性

- ・ウエルシア HD からの説明によれば、厳しさを増しているドラッグストア業界の事業環境下で、店舗の競争力を更に高め、また中長期的な視点から既存の事業領域の拡大を含めた各種施策の実行するためには、ウエルシア HD が、スタンダードアロンではなく、同業他社との経営統合により規模の利益も享受しながら取り

組んでいくことが望まれる。また、イオン、当社以外の事業パートナーとの協業の可能性に関しては、業界1位と業界2位の統合である本経営統合等によって獲得する圧倒的なスケールメリットや、各社グループが保有するアセット、ノウハウ、調達網、物流システム、顧客データ基盤等を踏まえると、他社との協業により期待される事業上のシナジー効果が本経営統合等の実施によるシナジー効果を上回ることは想定し難いとのことである。

- ・本特別委員会（ウエルシア HD）は、上記ウエルシア HD の見解が不合理でないことを確認した。

2. 取引条件の妥当性

以下の点より、本株式交換比率を含め、本経営統合等の取引条件は妥当であると考えられる。

（1）本経営統合等の方法及び対価の種類の妥当性

- ・本株式交換により当社がウエルシア HD を完全子会社した上で、ウエルシア HD 本社機能並びに組織及び人員等の再編を実施することは、当社及びウエルシア HD の合併や共同株式移転といった他の手段と比して特に不合理とはいえない。
- ・ウエルシア HD の株主は、本株式交換の対価である当社株式の保有を通じて、本経営統合等によるシナジー効果や、シナジー効果の発現の結果としての当社株式の価格上昇等を享受する機会を得ることができ、流動性の高い当社株式を市場で取引することで随時現金化することも可能であるから、本経営統合等の方法及び取引対価の種類等に不合理な点は認められない。
- ・本連結子会社化についても、イオンによる当社株式に対する公開買付けは、統合会社の上場廃止を目的とするものではなく、本経営統合等による統合会社の企業価値向上に期待する株主には、当該公開買付けに応募せず、統合会社の株式を継続して保有するという選択肢がある。統合会社である当社がイオンの子会社となることに関しても、ウエルシア HD はもとよりイオンの子会社として、イオングループとの提携等によりシナジー効果を得てきた経緯があることに加え、本資本業務提携最終契約では、当社が上場会社としてイオンから適切に独立性を保つための仕組みが合意されているなど、相応の配慮がなされている。

（2）本株式交換比率の妥当性

- ・本特別委員会（ウエルシア HD）は、ウエルシア HD の事業計画の内容を検証し、ウエルシア HD の株式価値の算定及びこれを踏まえた本株式交換比率の算定の前提とする事業計画として合理性があることを確認し、承認した。
- ・本特別委員会（ウエルシア HD）は、ウエルシア HD が当社に対して実施した各種デュー・ディリジェンスの方針及び結果について共有を受け、当社の事業計画についてもその内容を検証し、特段不合理な点は見受けられないことを確認

した。

- ・ウエルシア HD がみずほ証券から 2025 年 4 月 10 日付で取得した株式交換比率算定書において、みずほ証券が採用した市場株価基準法、類似企業比較法及び DCF 法について、各算定方法の採用の理由及び算定内容に不合理な点は認められないところ、本株式交換比率は、各算定方法による算定レンジとの対比で全てレンジの範囲内にあり、かつ、類似企業比較法においては当該算定レンジの中央値を上回り、その他も中央値から大きく乖離するものではない。
- ・本株式交換比率は、当社株式及びウエルシア HD 株式の東京証券取引所プライム市場における 2025 年 4 月 10 日の終値に基づき算出される株式交換比率に対して 3.5%（小数点第二位を四捨五入）のプレミアムを付したものと評価できる一方で、同日から過去 1 か月、3 か月及び 6 か月の各期間の終値平均値に基づく株式交換比率に対して若干（最大で数%）のディスカウントである。これは、特別委員会の実質的関与の下で最大限交渉を尽くした結果であって、過去の同種事例との対比に鑑みても、特段不合理ではない。
- ・ウエルシア HD は、本株式交換比率に関し、みずほ証券から、2025 年 4 月 10 日付で、本株式交換比率がウエルシア HD の普通株主にとって財務の見地から妥当であると判断する旨の本フェアネス・オピニオンを受領しているところ、本フェアネス・オピニオンの発行手続及び内容にも特に不合理な点はなく、これによっても本株式交換比率の妥当性が裏付けられているものと考えられる。
- ・本特別委員会（ウエルシア HD）は、ウエルシア HD と当社との間の本株式交換比率に関する協議・交渉過程に実質的に関与し、本株式交換比率について、少数株主にとってできる限り有利な取引条件で取引が行われることを目指して合理的な努力が行われる状況が確保された上で、真摯な交渉を実施した。

（3）その他の本経営統合等の取引条件の妥当性

- ・本資本業務提携最終契約において最終的に合意された本経営統合等の条件は、本株式交換後の統合会社において、当社及びウエルシア HD がそれぞれの経営資源を最大限活用し、相互に補完・連携して本経営統合等によるシナジーを発揮するための条件として、特に不合理な点は見受けられない。

3. 手続の公正性

以下の点より、本経営統合等の手続は公正であると考えられる。

（1）本特別委員会（ウエルシア HD）の設置等

以下のような特別委員会の設置及び運用の状況からすれば、本特別委員会（ウエルシア HD）は公正性担保措置として有効に機能していると認められる。

- ・本特別委員会（ウエルシア HD）の委員は、イオン、当社及びウエルシア HD 及び本経営統合等の成否からの独立性に問題がなく、かつ必要な経験及び知見を備えている。

- ・本特別委員会（ウエルシア HD）の判断内容を最大限尊重して行う仕組みが担保され、本諮問事項の検討にあたり、本特別委員会（ウエルシア HD）に対して本特別委員会が有効に機能するために必要な権限を付与されている。
 - ・本特別委員会（ウエルシア HD）は、本諮問事項の検討及び判断にあたり十分な情報を取得した上で、本諮問事項について真摯に検討を行った。
 - ・本特別委員会（ウエルシア HD）は、本株式交換比率に関する交渉過程全般にわたり実質的に関与しており、また、本株式交換比率に限らず、本資本業務提携最終契約の内容及び交渉状況についても随時報告を受け、必要に応じて意見を述べ、交渉方針について指示を出すなどしている。
- （２）ウエルシア HD の独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関からの株式交換比率算定書及び本フェアネス・オピニオンの取得
- ・ウエルシア HD は、当社、イオン及びウエルシア HD 並びに本経営統合等からの独立性及び専門性を有する財務アドバイザー及び第三者算定機関としてみずほ証券を選任し、みずほ証券から、本株式交換比率に関する株式交換比率算定書を取得し、さらに本フェアネス・オピニオンの提出を受けた。
- （３）ウエルシア HD の独立した法務アドバイザーからの助言の取得
- ・ウエルシア HD は、当社、イオン及びウエルシア HD 並びに本経営統合等からの独立性並びに専門性を有する法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所外国法共同事業を選任し、適宜必要な法的助言を受けた。
- （４）ウエルシア HD における独立した検討体制の構築等
- ・ウエルシア HD は、森・濱田松本法律事務所外国法共同事業から受けた法的助言を踏まえ、当社及びイオンから独立した立場で、ウエルシア HD の企業価値の向上及びウエルシア HD の株主共同の利益の確保の観点から、本経営統合等に係る検討、交渉及び判断を行うための体制の構築を行った。
 - ・また、ウエルシア HD 取締役の岡田元也氏は、イオンの取締役兼代表執行役を兼任しているところ、イオンと当社及びウエルシア HD の少数株主の利害が必ずしも一致せず、利益相反が生じる可能性等を踏まえ、ウエルシア HD の取締役会における本資本業務提携最終契約及び本株式交換契約の締結に係る議案の審議及び決議には参加しない予定である。
- （５）マジョリティ・オブ・マイノリティ条件
- ・本株式交換においては、手続の公正性を担保するための措置が十分講じられていることから、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定は行わない予定であり、それによって手続の公正性が否定されるものではない。
- （６）充実した情報開示
- ・本特別委員会（ウエルシア HD）は、本経営統合等に関するプレスリリースその他の開示書類等を確認し、ウエルシア HD の少数株主による十分な情報に基づ

く適切な判断の機会が確保される予定であることを確認した。

4. 本諮問事項（ウエルシア HD）に関する結論

上記 1 のとおり、本経営統合等はウエルシア HD の企業価値の向上に資するものであり、本経営統合等を実施することは合理的であると考えられること、上記 2 のとおり、本株式交換比率を含め本経営統合等の取引条件は妥当であると考えられること、及び、上記 3 のとおり、本経営統合等の手続は公正であると考えられることから、本特別委員会（ウエルシア HD）は、ウエルシア HD 取締役会に対し、本経営統合等の実施することを勧告するとともに、ウエルシア HD 取締役会が本経営統合等の実施に関する決定（本資本業務提携最終契約の締結に係る決定を含む。）を行うことは、ウエルシア HD の少数株主にとって不利益なものでないものと判断する。

② 独立した第三者算定機関からの算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

ウエルシア HD は、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定に当たって公正性を期するため、当社、ウエルシア HD 及びイオンから独立した第三者算定機関であるみずほ証券を選定し、2025 年 4 月 10 日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。また、ウエルシア HD は、みずほ証券から、本株式交換比率がウエルシア HD の普通株主にとって財務的見地から妥当であると判断する旨の本フェアネス・オピニオンを取得しております。詳細は上記（2）「算定に関する事項」をご参照ください。

なお、みずほ証券は、当社、ウエルシア HD 及びイオンの関連当事者には該当せず、本株式交換を含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。また、本取引に係るみずほ証券に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれております。ウエルシア HD は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本取引が不成立となった場合にウエルシア HD に相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等も勘案の上、本取引の成否を問わず、一定の報酬の支払いが予定されている以上、当該報酬体系をもって独立性が否定されるわけではないと判断しております。また、本特別委員会（ウエルシア HD）も、みずほ証券の独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、ウエルシア HD の財務アドバイザー及び第三者算定機関として選任することを承認しております。

③ 独立した法律事務所からの助言の取得

ウエルシア HD は、本経営統合に関し、当社、ウエルシア HD 及びイオンから独立した法律アドバイザーとして、森・濱田松本法律事務所外国法共同事業を選任し、本経営統合の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。

なお、森・濱田松本法律事務所外国法共同事業は、当社、ウエルシア HD 及びイオンの関連当事者には該当せず、本株式交換を含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。また、本取引に係る森・濱田松本法律事務所外国法共同事業に対する報酬には、本取

引の成否又は取引若しくは手続の進捗に関連して決定される報酬は含まれておりません。
また、本特別委員会（ウエルシア HD）も、森・濱田松本法律事務所外国法共同事業の独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、ウエルシア HD の法務アドバイザーとして選任することを承認しております

④ ウエルシア HD における独立した検討体制の構築

上記「（４）公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」に記載のとおり、本株式交換は、当社、イオン及びウエルシア HD が本経営統合及びイオンによる当社の連結子会社化等に関して締結する本資本業務提携最終契約に従い実施されるものであるところ、イオンは、2025 年 4 月 11 日時点で、(i) ウエルシア HD 株式 105,981,400 株（所有割合（ウエルシア HD）：50.51%）を保有し、ウエルシア HD を連結子会社としていること、また、(ii) 当社株式 9,675,200 株（所有割合（ツルハ HD）：19.54%）を保有していること等に鑑みれば、本株式交換を含む本経営統合について本資本業務提携最終契約において合意を行うに際しては、イオンと当社及びウエルシア HD の少数株主の利害が必ずしも一致せず、イオンを通じて当社及びウエルシア HD の相互に利益相反が生じる可能性が存在することから、本経営統合の公正性の担保に万全を期し、イオン及び当社から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制をウエルシア HD の社内に構築いたしました。

具体的には、ウエルシア HD は、ウエルシア HD 及び当社の双方によるデュー・ディリジェンスの実施、ウエルシア HD の事業計画の検討及び作成、当社の事業計画の検証、本経営統合等の統合会社の経営方針の検討、統合によるシナジーの検討等といったウエルシア HD における本経営統合等の検討、交渉及び判断に関しては、ウエルシア HD の親会社であるイオンの役職員を兼務する者及びイオン出身者が含まれないよう留意して体制の構築を行っております。また、ウエルシア HD の検討体制（本取引の検討、交渉及び判断に関与するウエルシア HD の役職員の範囲及びその職務を含みます。）に独立性・公正性の観点から問題がないことについては、本特別委員会（ウエルシア HD）の承認を得ております。

⑤ ウエルシア HD における利害関係を有する取締役を除く出席取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員による異議がない旨の意見

ウエルシア HD の取締役会における本資本業務提携最終契約及び本株式交換契約の締結に係る議案は、ウエルシア HD の取締役（イオンの取締役兼代表執行役を兼任する岡田元也氏を除きます。）のうち出席した取締役全員の一致により承認可決されており、かつ、ウエルシア HD の全監査役は、本資本業務提携最終契約及び本株式交換契約を締結することにつき異議がない旨の意見を述べております。

なお、岡田元也氏は、イオンの取締役兼代表執行役を兼任しており、本経営統合に関して、イオンと当社及びウエルシア HD の少数株主の利害が必ずしも一致せず、イオンを通じて当

社及びウエルシア HD の相互に利益相反が生じる可能性等を踏まえ、本経営統合の公正性の担保に万全を期す観点から、上記取締役会を欠席しております。また、当社の取締役のうち、石坂典子氏は、一身上の都合により上記取締役会を欠席しました。

3. 本株式交換の対価として当社株式を選択した理由

本株式交換の対価として当社の普通株式がウエルシア HD の株主の皆様には交付されることにより、当社株式の保有を通じて、本株式交換後のウエルシア HD を傘下に加えた当社グループの企業価値向上に資するとともに、当社の少数株主及びウエルシア HD の既存株主は引き続き当社の株主として同社株式を保有することにより、本取引によって創出されるシナジー及び当社グループの企業価値の向上の利益を享受することもできると評価することが可能であると考えたことから、当社の普通株式を対価とする株式交換のスキームを選択することが望ましいと判断いたしました。

4. 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換に際して増加すべき当社の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 39 条の定めるところに従って、当社が適当に定めます。かかる内容は、当社の資本政策その他の事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定するものであり、相当であると判断しております。

事業報告

(2024年3月1日から
2025年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2024年3月1日～2025年2月28日）においては、雇用・所得環境の改善や海外からの渡航者の増加により、個人消費については若干の持ち直しがみられますが、実質賃金の伸びは停滞しており、本格的な景気回復には至っておりません。一方で物価上昇、通商政策などアメリカの政策動向、世界における紛争地域の動向等の影響により、日本経済の景気先行きは依然として不透明な状況にあります。

当社グループが主に事業を行うドラッグストア業界におきましては、異業種を含めた出店地をめぐる競争、同業大手のM&Aによる規模拡大、業種・業態を越えた顧客サービスの拡充等の競争が激化しております。

このような状況において、当社グループは、お客様のニーズに対応する商品販売及びサービスの提供に努めました。物販部門においては、健康増進のために取扱い終了を進めているたばこの売上は減少したものの、プライベートブランドの開発及び拡販、WAON POINTサービスの利用拡大に注力しました。調剤部門においては、調剤併設店舗数の増加（当連結会計年度末2,282店舗）により処方箋受付枚数が増加しました。これらにより既存店売上前年比は堅調に推移しました。

前事業年度から導入したWAON POINTサービスを中心として、ポイントカード・アプリの利用率向上を通じた集客施策強化を図り、当社のポイント会員であるウエルシアメンバーを1,380万人まで増やしました。プライベートブランドについては、機能、品質、エコ性能をみがき続けた商品開発に引き続き注力し、「からだWelcia」「くらしWelcia」の拡販に努めました。同ブランドのラインナップは、当連結会計年度末に390品目となっております。

2024年3月に情報システム会社である株式会社エクスチェンジの全株式を取得し完全子会社化しました。6月には長野県を地盤に21店舗を展開する株式会社とをしや薬局の全株式を取得し完全子会社化、9月に当社子会社のウエルシア薬局株式会社が株式会社とをしや薬局を吸収合併しました。同月には関東1都3県に144店舗を展開する株式会社ウエルパークの全株式を取得し、続く10月には首都圏にて介護事業を展開するウエルシアパートナーズ株式会社（旧東電パートナーズ株式会社）の全株式を取得し、それぞれ完全子会社化しました。また、当社連結子会社であるWelcia-Singapore（旧Welca-BHG(Singapore)）の株式を追加取得し完全子会社化いたしました。

当社グループは2030年のありたい姿として「地域No.1の健康ステーション」の実現を目指しており、たばこの販売については一部施設内店舗を除き終了しております。2024年グッドデザイン賞を受賞した地域協働コミュニティスペース「ウエルカフェ」及び同じく受賞した移動販売車「うえたん号」の活動など、地域社会へ安心・安全を提供するインフラ機能を担うべくそれらの取組を推進しました。

出店と閉店につきましては、グループ全体で78店舗の出店と55店舗の閉店を実施し、当連結会計年度末の当社グループの店舗数は3,013店舗となっております。

販売費及び一般管理費については、賃金引上げによる人件費の増加などにより増加しました。

以上の結果、当連結会計年度は売上高1,285,005百万円、営業利益36,409百万円、経常利益40,837百万円、となりました。また、減損損失13,127百万円を計上したことなどにより、親会社株主に帰属する当期純利益は14,958百万円となりました。

(2) 品目別売上高の状況

当社グループは、単一事業のため、セグメント情報の開示は行っておりませんので、

品目別により記載しております。

品目		主 要 営 業 品 目	金額 (百万円)	構成比 (%)	前期比 (%)
	医薬品	風邪薬、健康食品、胃腸薬、ドリンク剤、保健・ビタミン剤、紙おむつ、粉ミルク、ベビーフード、介護用品	233,255	18.2	100.6
	化粧品	基礎化粧品、メイク化粧品、男性化粧品、リップクリーム	203,007	15.8	106.3
	家庭用雑貨	洗剤、トイレットペーパー、ペット用品、殺虫剤、文房具、玩具、一般雑貨	178,053	13.9	106.4
	食品	菓子、米穀、一般食品	299,514	23.3	108.7
	その他	酒、煙草他	87,653	6.7	93.6
	物販計		1,001,484	77.9	104.4
	調剤	調剤薬品	282,548	22.0	110.0
小計			1,284,033	99.9	105.6
手数料収入			972	0.1	77.5
合計			1,285,005	100.0	105.6

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度は、新規に78店舗を出店したほか既存店につきましても店舗改装を行いました。その結果、設備投資の実施額は15,966百万円となりました。

なお、上記の設備投資の実施額には、賃貸借契約に関わる差入保証金を含んでおります。

(4) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

- (6) 他の会社の事業の譲受けの状況
特記すべき事項はありません。
- (7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
特記すべき事項はありません。
- (8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
特記すべき事項はありません。
- (9) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第14期 (2022年2月期)	第15期 (2023年2月期)	第16期 (2024年2月期)	第17期 (当連結会計年度) (2025年2月期)
売上高	1,025,947	1,144,278	1,217,339	1,285,005
経常利益	47,590	52,149	47,756	40,837
親会社株主に帰属する当期純利益	26,453	27,030	26,451	14,958
1株当たり当期純利益	126円99銭	129円38銭	127円83銭	72円23銭
総資産	463,048	537,362	551,860	579,985
純資産	207,886	232,384	244,367	254,486
1株当たり純資産	966円66銭	1,078円97銭	1,149円88銭	1,197円11銭

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しています。
2. 「従業員持株E S O P信託」「株式給付信託（従業員持株会処分型）」「役員報酬B I P信託」が所有する当社株式につきましては、自己株式として計上しております。当該自己株式数は、1株当たり当期純利益を求める際に、「普通株式の期中平均株式数」の計算過程で控除する自己株式数に含めております。また、1株当たり純資産を求める際に、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。
3. 第15期より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、第15期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(10) 対処すべき課題

当社グループが主に事業を行うドラッグストア業界は、同業大手の出店による規模拡大が続き、加えて業種・業態の垣根を越えた競争が激化しております。また、円安・輸入物価の高騰を受けた食品をはじめとする消費者物価の上昇を受けて、消費者の節約志向は一段と強くなっております。長期的には、日本の少子高齢化により、労働力不足に対しての積極的な従業員の処遇改善や消費者ニーズの変化にも直面することとなります。

このような厳しい環境変化を成長の機会と捉えており、新たな戦略方針として「ウエルシア2.0」を策定いたしました。「ウエルシア2.0」では、当社グループのD X化を顧客・店舗・本部・調剤の視点で推進し、それを原動力としたプロダクト戦略、メディカルケア戦略、リージョン戦略の各戦略を実行します。これにより、2030年のありたい姿「地域No. 1の健康ステーション」が高次元かつ計画よりも早く実現できるものと課題認識しています。

以上の課題に対し、当社グループは次のように対処してまいります。

①プロダクト戦略

プライベートブランドの開発に注力し、多様化する顧客ニーズに対応した商品の品揃えを強化します。また、データを活用することで地域特性に合った品揃えを進めます。

②メディカルケア戦略

ヘルスケアデータを活用し移り変わるライフスタイルに応え続けることで、お客様との接点を強化し、医療とドラッグストアをより近づける新しい取り組みに着手します。

③リージョン戦略

データに基づき各エリア及び個店の状況を可視化することで、各地域に適した改装と出店を集中的に行います。

④DX

データドリブン経営を全社的に推進し、顧客データ基盤を集約したハブ機能として、上記の3つの戦略を支えていきます。

⑤組織・経営管理の高度化

グループ横断的な組織の最適化を図ります。

これらの取組みに加え、グループ規模拡大に伴い増大するリスクに対応するため、内部統制及びリスク管理体制の強化を図っております。加えて、当社グループは、サステナビリティ経営の推進に継続的に取り組んでおり、「人権方針」、「環境方針」及び「商品・サービス方針」からなるサステナビリティ基本方針により、企業理念の実現と持続可能な社会の実現を目指しております。

(11) 主要な事業内容

当社は、グループ会社各社の経営指導及び管理を行っております。

なお、当社グループは、当社及び関係会社22社（連結子会社17社、非連結子会社3社及び関連会社2社）で構成され、「ドラッグストア」を基本として処方箋調剤や医薬品、化粧品、家庭用雑貨、食品等の販売に係る事業等を行っております。

(12) 重要な親会社及び子会社の状況

①重要な親会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
イオン株式会社	220,007百万円	50.59%	小売、ディベロッパー、金融、サービス及びそれに関連する事業を営む会社の株式または持分を保有することによる当該会社の事業活動の管理

②親会社等との間の取引に関する事項

イオン株式会社との取引については、同社グループのプライベートブランド商品『TOPVALU』及び『ハピコム』の供給を受けており、同社グループの店舗の仕入価格をもって、当社に対する仕切価格とすることを取引条件としております。なお、当社の仕入額に占める同社グループとの取引金額の割合は約2%であります。

消費寄託契約により行う消費寄託の金利条件についても、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

上記のように、イオン株式会社との取引については、一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基準とし、取引の内容及び条件の妥当性については取締役会で判断しており、非支配株主に不利益を与えないように行っております。

③親会社等と締結している重要な財務および事業の方針に関する契約等の内容の概要

当社は、2025年4月11日付で、当社、イオン株式会社（以下、イオン）及び株式会社ツルハホールディングス（以下、ツルハHD）との三者間で、資本業務提携契約（以下、本資本業務提携契約）を締結しております。本資本業務提携契約に基づき、当社、イオン及びツルハHDは、以下の取引を実施します。

- (a) イオンは、法令等に基づき必要なクリアランス・許認可等を取得したことを条件に、野村證券株式会社よりツルハHD株式3,530,000株を取得します。これにより、イオンが保有するツルハHD株式の議決権比率は約27.2%となり、ツルハHDはイオンの持分法適用関連会社となる予定です。

- (b) 2025年4月11日付でツルハHD及び当社が締結した、ツルハHDを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、本株式交換）に係る契約に基づき、法令等に基づき必要なクリアランス・許認可等を取得したこと、及び各当事会社の株主総会における承認を取得したこと等の条件が充足することを前提に、2025年12月1日を効力発生日として、本株式交換を実施します。なお、ツルハHDは、2025年9月1日を効力発生日として、普通株式1株を5株とする株式分割を行う予定です。その他詳細は株主総会参考書類の第1号議案をご参照ください。
- (c) 本株式交換の効力発生により、イオンが保有するツルハHD株式の議決権割合が過半数以上51%未満とならなかった場合には、本株式交換の効力発生日以後速やかに、イオンはかかる議決権割合が過半数以上51%未満となる範囲でツルハHD株式を取得するために、ツルハHD株式への公開買付け（以下、本公開買付け）を実施します。
- (d) 本公開買付けの決済後において、イオンが保有するツルハHD株式の議決権割合が過半数以上51%未満とならなかった場合には、イオン及びツルハHDは、その対応について別途協議し、合意により決定します。

なお、当社は、本資本業務提携契約の締結に関し、2025年4月11日付で、当社、イオン及びツルハHDから独立した委員3名（野沢勝則氏（当社社外取締役・独立役員）、加々美博久氏（当社元社外監査役・弁護士）及び安田昌彦氏（ベネディ・コンサルティング代表取締役社長））により構成する特別委員会から、ウエルシアHD取締役会に対し、本経営統合等を実施することを勧告するとともに、ウエルシアHD取締役会が本経営統合等の実施に関する決定（本資本業務提携最終契約の締結に係る決定を含む。）を行うことは、ウエルシアHDの少数株主にとって不利益なものではないものと思料する旨を内容とする答申書を受領しております。当該特別委員会の設置を含む措置についても詳細は株主総会参考書類の第1号議案をご参照ください。なお、岡田元也取締役は、イオンの取締役兼代表執行役を兼任しているところ、イオンとツルハHD及び当社の少数株主の利害が必ずしも一致せず、利益相反が生じる可能性等を踏まえ、当社の取締役会における本資本業務提携最終契約及び本株式交換契約の締結に係る議案の審議及び決議には参加しておりません。また、本資本業務提携契約及び本株式交換契約の締結の過程において、当社は、その他手続の公正性を担保し、利益相反及び利益相反に関する疑義を回避するための措置を講じております。

④重要な子会社の状況

事業年度末日における当社の重要な子会社は、国内でドラッグストア事業を行っている6社であります。

(単位：百万円)

	ウエルシア 薬局(株)	(株)コクミン	(株)ププレ ひまわり	(株)ウェル パーク	(株)丸大 サクラヤ薬局	シミズ 薬品(株)
資本金	100	91	49	100	29	48
議決権比率	100.0%	100.0%	51.0%	100.0%	100.0%	100.0%
項目	金額 (構成比)	金額 (構成比)	金額 (構成比)	金額 (構成比)	金額 (構成比)	金額 (構成比)
売上高	1,054,790 (100.0%)	48,564 (100.0%)	45,226 (100.0%)	24,340 (100.0%)	33,071 (100.0%)	29,044 (100.0%)
売上総利益	323,639 (30.7%)	15,863 (32.7%)	11,720 (25.9%)	7,003 (28.8%)	8,863 (26.8%)	8,677 (29.9%)
販売費及び 一般管理費	286,590 (27.2%)	14,852 (30.6%)	12,616 (27.9%)	6,923 (28.5%)	7,920 (24.0%)	7,538 (26.0%)
営業利益	37,048 (3.5%)	1,011 (2.1%)	△ 896 (ー)	79 (0.3%)	942 (2.8%)	1,138 (3.9%)
経常利益	41,523 (3.9%)	1,221 (2.5%)	△ 567 (ー)	149 (0.6%)	1,004 (3.0%)	1,236 (4.3%)
当期純利益	18,010 (1.7%)	825 (1.7%)	△ 833 (ー)	57 (0.2%)	791 (2.4%)	789 (2.7%)

(注) (株)ウェルパークは2024年9月1日から2025年2月28日までの期間の損益を表示しております。

⑤特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
ウエルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田二丁目2番15号	66,035百万円	164,697百万円

(13) 主要な事業所の状況

①当社本社 東京都千代田区外神田二丁目2番15号

② 当 社 グ ル ー プ の 店 舗 数
(単位：店)

都 道 府 県	店 舗 数	都 道 府 県	店 舗 数
北海道	7	京都府	91
青森県	88	大阪府	244
岩手県	16	兵庫県	124
宮城県	21	奈良県	16
秋田県	12	和歌山県	7
山形県	25	鳥取県	9
福島県	39	島根県	9
茨城県	166	岡山県	71
栃木県	71	広島県	80
群馬県	117	徳島県	5
埼玉県	253	香川県	13
千葉県	173	愛媛県	30
東京都	328	高知県	28
神奈川県	265	福岡県	23
新潟県	81	佐賀県	1
富山県	48	長崎県	2
石川県	26	熊本県	1
福井県	9	大分県	2
山梨県	35	宮崎県	2
長野県	64	沖縄県	23
岐阜県	5	国内計	3,001
静岡県	235		
愛知県	87		
三重県	30	シンガポール	12
滋賀県	19	合計	3,013

(14) 従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
16,611名	1,325名（増）

(注) 上記従業員数には、パート及びアルバイト（27,465名：1日8時間換算）は含んでおりません。

(15) 主要な借入先

借 入 先	借 入 残 高（百万円）
株 式 会 社 り そ な 銀 行	9,168
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	8,614
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	4,540
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,058
株 式 会 社 広 島 銀 行	2,938

(16) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社と株式会社ツルハホールディングス（以下、ツルハHD）は、両社の経営統合（以

下、本経営統合)の実施について合意し、2025年4月11日付の両社の取締役会決議により、ツルハHDを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換(以下、本株式交換)を実施することを決定し、同日、両社間で株式交換契約(以下、本株式交換契約)を締結するとともに、ツルハHD、当社及びイオン株式会社は、本経営統合を含む資本業務提携に係る最終契約を締結いたしました。

なお、本株式交換は、2025年5月26日開催のツルハHDの定時株主総会及び2025年5月27日開催の当社の定時株主総会の決議による本株式交換契約の承認を得た上で、2025年12月1日を効力発生日として行われる予定です。また、本株式交換の効力発生日に先立ち、当社の普通株式は、株式会社東京証券取引所プライム市場において上場廃止(最終売買日は2025年11月26日)となる予定です。

2. 会社株式に関する事項（2025年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 494,947,200株
- (2) 発行済株式の総数 209,702,842株（自己株式10,958株を除く）
- (3) 単元株式数 100株
- (4) 株主数 151,250名
- (5) 大株主（上位10名）

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
イオン株式会社	105,981	50.54
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	10,902	5.20
ウエルシアホールディングス従業員持株会	4,423	2.11
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	3,541	1.69
株式会社ツルハ	3,352	1.60
SMB C日興証券株式会社	2,560	1.22
野村信託銀行株式会社（投信口）	2,058	0.98
株式会社日本カストディ銀行（信託E口）	1,702	0.81
CEP LUX-ORBIS SICAV	1,661	0.79
株式会社インダ	1,616	0.77

（注）持株比率は、自己株式（10,958株）を控除して計算しております。なお、自己株式には株式給付信託（従業員持株会処分型）が保有する1,702,100株及び役員報酬BIP信託が保有する417,743株を含めておりません。

(6) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	交付した株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	48,964株	1名

（注）上記48,964株のうち、34,200株については株式として交付し、残りの14,764株については当該BIP信託の仕組みに従い、納税資金充当のため売却し、金銭にて支給しております。

(7) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員の新株予約権等の保有状況

第1回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

- ① 新株予約権の数 83個（新株予約権1個につき800株）
- ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 66,400株
- ③ 新株予約権の払込金額 無償
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1円
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
自 2014年7月17日 至 2044年7月16日
- ⑥ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	15個	普通株式 12,000株	2名

第2回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

- ① 新株予約権の数 64個（新株予約権1個につき800株）
- ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 51,200株
- ③ 新株予約権の払込金額 無償
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1円
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
自 2015年2月17日 至 2045年2月16日
- ⑥ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	20個	普通株式 16,000株	2名

第3回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

- ① 新株予約権の数 33個（新株予約権1個につき800株）
- ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 26,400株
- ③ 新株予約権の払込金額 無償
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1円
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
自 2016年3月17日 至 2046年3月16日
- ⑥ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 （社外取締役を除く）	12個	普通株式 9,600株	2名

第4回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

- ① 新株予約権の数 46個（新株予約権1個につき800株）
- ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 36,800株
- ③ 新株予約権の払込金額 無償
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1円
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
自 2017年2月17日 至 2047年2月16日
- ⑥ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 （社外取締役を除く）	16個	普通株式 12,800株	2名

- (2) 当事業年度中の従業員等に対する新株予約権等の交付状況
特記すべき事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役	池 野 隆 光	会長執行役員最高経営責任者
代 表 取 締 役	桐 澤 英 明	社長執行役員最高業務執行責任者
取 締 役	田 中 純 一	執行役員ウエルシア薬局担当 ウエルシア薬局(株)代表取締役社長
取 締 役	柴 崎 孝 宗	執行役員最高財務責任者
取 締 役	高 橋 康 司	執行役員人事・管理部門兼リスク管理担当 ウエルシア薬局(株)常務取締役人事・総務担当
取 締 役	岡 田 元 也	イオン(株)取締役兼代表執行役会長 イオンモール(株)取締役相談役 ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス(株)取締役相談役 (株)クスリのアオキホールディングス社外取締役
社 外 取 締 役	中 井 智 子	経営法曹会議会員常任幹事 中町誠法律事務所パートナー
社 外 取 締 役	石 塚 邦 雄	伊藤忠商事(株)社外取締役
社 外 取 締 役	永 田 正	京王電鉄(株)相談役 (株)うかい社外取締役
社 外 取 締 役	野 沢 勝 則	(株)イグアス取締役常務執行役員
社 外 取 締 役	堀 江 重 郎	順天堂大学大学院医学研究科泌尿器科学教授
社 外 取 締 役	石 坂 典 子	石坂産業(株)代表取締役社長 経済産業省産業構造審議会臨時委員（資源循環経済小委員会委員） 一般社団法人埼玉県環境産業振興協会常任理事 一般社団法人日本RPF工業会理事 一般社団法人ガラス再資源化協議会理事
社 外 取 締 役	中 山 泰 男	セコム(株)特別顧問
監 査 役	宮 本 俊 男	常勤監査役

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
社 外 監 査 役	杉 山 敦 子 (現姓 松本)	公認会計士杉山昌明事務所副所長 杉山昌明税理士事務所副所長 富士興産(株)社外取締役監査等委員 ユシロ化学工業(株)社外取締役監査等委員
社 外 監 査 役	藤 井 隆	-
社 外 監 査 役	田 中 秀 一	銀座法律事務所パートナー 東プレ(株)社外監査役

- (注) 1. 取締役中井智子氏、石塚邦雄氏、永田正氏、野沢勝則氏、堀江重郎氏、石坂典子氏及び中山泰男氏は、会社法に規定する社外取締役であります。
2. 取締役中井智子氏及び監査役田中秀一氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役杉山敦子氏、藤井隆氏及び田中秀一氏は、会社法に規定する社外監査役であります。
4. 監査役杉山敦子氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、会計及び税務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役中井智子氏、石塚邦雄氏、永田正氏、野沢勝則氏、堀江重郎氏、石坂典子氏及び中山泰男氏並びに監査役杉山敦子氏、藤井隆氏及び田中秀一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動
- (1) 2024年4月17日付で、代表取締役社長松本忠久氏は辞任により代表取締役を退任いたしました。
- (2) 2024年4月18日付で、代表取締役会長の池野隆光氏は社長を兼務いたしました。
- (3) 2024年5月28日開催の第16期定時株主総会において、新たに桐澤英明氏、田中純一氏、高橋康司氏及び中山泰男氏が取締役に、田中秀一氏が監査役に、それぞれ選任され就任いたしました。
- (4) 2024年5月28日開催の第16期定時株主総会の終結の時をもって、任期満了により、中村壽一氏は取締役に、加々美博久氏は監査役に、それぞれ退任いたしました。
- (5) 代表取締役会長兼社長池野隆光氏は、2024年5月28日付で代表取締役兼会長執行役員最高経営責任者に就任し、桐澤英明氏が代表取締役兼社長執行役員最高業務執行責任者に就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

①被保険者の範囲

当社は、保険会社との間で、当社及び当社のすべての子会社のすべての取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。

②役員等賠償責任保険契約の内容の概要

- 1) 被保険者の実質的な保険等の負担割合
保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
- 2) 填補の対象となる保険事故の概要
特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。
- 3) 役員等の職務の適正性が損なわれないための措置
保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしています。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

①報酬等の決定に関する方針

取締役及び監査役の報酬は、株主総会の決議により定められた取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬限度額の範囲内で決定しております。

取締役の報酬等の内容に係る決定は、報酬決定プロセスの透明性・客観性を確保するため、委員の過半数を社外役員で構成し議長を社外取締役とする「報酬委員会」において、1) 持続的な企業価値向上への十分なインセンティブが働くものであること 2) 優秀な経営人材確保に資するものであること 3) 当社の企業規模と事業領域において適正な水準であることの主に3つの視点から、報酬制度及び報酬案の妥当性を審議し、その結果を取締役会に答申することとしております。

報酬制度は、固定報酬である「基本報酬」と変動報酬である「業績連動賞与（金銭）」及び「業績連動株式報酬」から構成されております。

取締役の個人別の「基本報酬」は、報酬委員会において役位別の個別金額を審議し、その内容を取締役会へ答申するものとしており、2023年5月25日開催の取締役会にて決議いたしました。

「業績連動賞与（金銭）」及び「業績連動株式報酬」は、中長期的な業績向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的として、中期経営計画をKPIとして、当社グループ（連結）の売上高、経常利益率及び中期経営計画期間の最終年度におけるROEの業績評価と連動し決定しております。

なお、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針については、取締役会の諮問機関である報酬委員会における審議を経て取締役会決議にて定めております。

②当事業年度に係る個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、取締役会も基本的にその答申を尊重していることから、決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、社外取締役及び監査役は、固定報酬である「基本報酬」のみ支給しております。

③取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	支給人員	報酬等の額	報酬等の内訳		
			基本報酬	業績連動賞与	株式報酬 (非金銭報酬)
取締役 (内 社外取締役)	14名 (7名)	271百万円 (57百万円)	197百万円 (57百万円)	19百万円 (－)	53百万円 (－)
監査役 (内 社外監査役)	5名 (4名)	31百万円 (21百万円)	31百万円 (21百万円)	－ (－)	－ (－)
合 計	19名	302百万円	228百万円	19百万円	53百万円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2022年5月24日開催の第14期定時株主総会において年額400百万円以内（うち、社外取締役分として年額60百万円以内。）と決議をいただいております。決議時点の取締役の員数は11名（うち、社外取締役6名）であります。また別枠で、2023年5月25日開催の第15期定時株主総会において、業績連動型株式報酬額として、3事業年度を対象として500百万円以内かつ200,000ポイント以内（対象となる取締役は4名、執行役員7名。1ポイントあたり1株）と決議をいただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2009年11月27日開催の第1回定時株主総会において年額42百万円以内（対象となる監査役は3名）と決議をいただいております。
3. 事業年度末現在の人員は、取締役13名（うち社外取締役7名）ならびに監査役4名（うち社外監査役3名）であります。上記支給人員と相違しているのは、2024年5月28日開催の第16期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名、社外監査役1名を含み、無報酬の取締役1名を含めていないためであります。
4. 上記のほか、社外役員が当社親会社又は当社親会社の子会社から受けた役員としての報酬額は ありません。
5. 社外取締役及び社外監査役の報酬等の額には、特別委員会の委員としての報酬を含めております。

④業績連動報酬等及び非金銭報酬等に関する事項

当社は、2018年2月期より、当社の取締役及び委任契約を締結する執行役員（社外取締役及び国内非居住者を除き、以下、「取締役等」という。）を対象とした「業績連動型株式報酬制度」を導入しており、2023年5月25日開催の第15期定時株主総会において、当該制度を2026年2月期まで継続することをご承認いただいております。

「業績連動賞与（金銭）」及び「業績連動株式報酬」は中長期的な業績向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的とした報酬制度であり、当社の中期経営計画をKPIとして、当社グループ（連結）の売上高、経常利益率、中期経営計画終了年度のROE及び親会社株主に帰属する当期純利益を業績指標とし決定しております。

なお、当事業年度を含むグループ全体（連結）の売上高、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益の実績推移は、1.（9）財産及び損益の状況の推移に記載のとおりであり、当事業年度の連結経常利益率は3.2%であります。

「業績連動株式報酬」は、対象期間（2024年2月期～2026年2月期の3事業年度）の毎年2月末日に取締役として在任する者に対して、同日で終了する事業年度における役位および業績等に応じて算出されるポイント数を、毎事業年度終了後の所定の時期に付与します。また、対象期間の終了後に、中期経営計画で掲げた業績目標の達成度に応じて、対象期間中に付与されたポイント数の加算または減算を行います。対象期間中に付与されたポイント数は、毎年累積し、取締役が当社および全ての当社子会社の取締役及び執行役員を退任した後に、累積ポイント数に応じた当社株式等の交付等を行います。株式交付対象者が職務の重大な違反、または社内規程の重大な違反があった場合等、交付相当額の返還請求を求めることができるものとしています。

なお、業績連動株式報酬として取締役に交付した株式については、2.（6）当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況に記載のとおりです。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

社外役員の兼職先と当社との関係には、重要な取引その他の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況		取締役会・監査役会における活動状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った 職務の概要
		取締役会	監査役会	
社外取締役	中井智子	17回中 17回 (100%)	—	当期に開催された取締役会17回全てに出席し、弁護士としての専門的な見地から、情報セキュリティや企業買収におけるリスクなどの観点から質問を行うなど、経営監視機能を発揮いたしました。
社外取締役	石塚邦雄	17回中 13回 (76.5%)	—	当期に開催された取締役会17回のうち13回に出席し、企業経営者として培った豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性を確保するために多角的な視点から事業判断基準を確認して問題提起を行うなど、経営監視機能を発揮いたしました。
社外取締役	永田正	17回中 17回 (100%)	—	当期に開催された取締役会17回すべてに出席し、企業経営経験者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性を確保するために多角的な視点からリスクを指摘して問題提起を行うなど、経営監視機能を発揮いたしました。
社外取締役	野沢勝則	17回中 17回 (100%)	—	当期に開催された取締役会17回すべてに出席し、金融機関の経営者として培った経験と幅広い見識に基づき、審議事項に関するリスクの指摘や問題提起を行うなど、経営監視機能を発揮いたしました。

区分	氏名	出席状況		取締役会・監査役会における活動状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った 職務の概要
		取締役会	監査役会	
社外取締役	堀江重郎	17回中 15回 (88.2%)	—	当期に開催された取締役会17回のうち15回に出席し、医師、医学博士として、また長年の大学教授として培った経験と幅広い知識、大学等における組織運営の経験から、リスクを指摘して問題提起を行うなど、経営監視機能を発揮いたしました。
社外取締役	石坂典子	17回中 16回 (94.1%)	—	当期に開催された取締役会17回のうち16回に出席し、企業経営経験者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性を確保するために現場視点から問題提起を行うなど、経営監視機能を発揮いたしました。
社外取締役	中山泰男	13回中 12回 (92.3%)	—	社外取締役就任後に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、企業経営経験者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性を確保するために多角的な視点から経営全般に意見を述べるなど、経営監視機能を発揮いたしました。

区分	氏名	出席状況		取締役会・監査役会における活動状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った 職務の概要
		取締役会	監査役会	
社外監査役	杉山敦子	17回中 17回 (100%)	17回中 17回 (100%)	当期に開催された取締役会17回全てに出席、また同期間に開催された監査役会17回全てに出席しました。公認会計士及び税理士としての豊富な経験と専門的知識に基づき、取締役会においては、他社事例を提示しガバナンスに関する意見を述べるなど、監査役会においては、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議等を行うなど、監査機能を発揮いたしました。
社外監査役	藤井隆	17回中 16回 (94.1%)	17回中 16回 (94.1%)	当期に開催された取締役会17回のうち16回に出席、また同期間に開催された監査役会17回のうち16回に出席しました。取締役会においては、企業経営者としての豊富な経験と知識に基づき質問や意見を述べるなど、監査役会においては、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議等を行うなど、監査機能を発揮いたしました。
社外監査役	田中秀一	13回中 10回 (76.9%)	13回中 10回 (76.9%)	社外監査役就任後に開催された取締役会13回のうち10回に出席、また同期間に開催された監査役会13回のうち10回に出席しました。弁護士としての専門的な見地から、取締役会においては、取締役会の意思決定に資する資料の適正性を確保するための指摘など、また、監査役会においては、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議等を行うなど、監査機能を発揮いたしました。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	94百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	164百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区別しておらず、実質的にも区別できないため、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(3) 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及び解任理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するための体制

当社は、2015年4月21日の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を以下のように定めております。

この基本方針に基づき、業務の適法性・有効性の確保ならびにリスク管理に努め、関連法規の遵守を図ってまいります。

- ① 当社及び当社子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社グループは株主・取引先・地域社会・従業員等の各パートナーに対する企業価値の向上を経営の基本方針とし、それを実現するため、当社及び当社子会社の取締役、使用人が法令・定款を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化にも取り組むなど、内部統制システムの充実を図るものとする。特に、法令・定款の遵守を周知・徹底するため、倫理・コンプライアンス体制の強化に努める。

- ② 当社の取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制及び子会社の取締役等の職務の執行に係る当社への報告に関する体制

- 1) 取締役の職務の執行に係わる情報・文書の取扱は、文書管理規程に則り、適切に記録・保存・管理の運用を実施する。
- 2) 関係会社管理規程に基づき、当社子会社の取締役等は、子会社における法定の議事録の写し等の文書を当社に提出することにより、子会社の取締役等の職務執行に係る事項を報告する。また当該資料は、当社の取締役及び監査役が常時閲覧することができるものとする。

- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社グループのリスク管理体制を確立するためにリスク管理規程により、リスク管理のための基本方針や体制について定め、これに沿ってリスク管理体制を整備・構築する。

さらに、当社は、代表取締役に直属する部署として、当社及び当社グループ会社の内部監査を実施する内部監査室を設置し、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検討し、監査を実施する。

- ④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社及び当社子会社は、業務執行上の責任を明確にするため、取締役の任期を1年と定めている。

- 2) 当社の取締役会は月1回の定時取締役会及び随時開催される臨時取締役会にて経営の重要事項及び個別案件の決議を適時行うものとする。また当社子会社の取締役会においても定時取締役会及び随時開催される臨時取締役会にて経営の重要事項及び個別案件の決議を適時行うものとする。さらに職務執行の有効性と効率性を確保する観点から、当社及び当社グループに係わる重要事項については当社の経営会議の審議を経た後に、当社の取締役会で決定するものとする。

⑤ 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び当社グループの業務の適正については、関係会社管理規程に則り管理する。また、当社子会社の業務状況については、各社より、定期的に取り締役会に出席・報告させる体制を整備している。

内部監査室は、内部監査規程に基づき当社グループ各社の内部監査の状況进行评估し、必要に応じ直接内部監査を実施する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人を配置する。

⑦ 上記の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 当該使用人の選任、解任、異動等には監査役会の同意を要するものとし、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役会の指示の実効性の確保に努める。
- 2) 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役会に係る業務を優先して従事するものとする。

⑧ 当社の取締役及び使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告する体制その他監査役への報告に関する体制

当社の取締役及び使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、法定の報告事項のみでなく、当社及び当社子会社に重大な影響を及ぼすと思われる事実を知った場合には、速やかに当社の監査役に報告しなければならない。また、監査役は取締役会他の重要な会議に出席し、重要情報につき適宜報告を受けて、業務執行状況を把握する。

⑨ 上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

上記の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いをしてはならないものとする。また内部通報制度においても内部通報をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないことを規定し、適切に運用する。

⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制

監査役がその職務の遂行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役及び取締役からの個別ヒアリングの機会を6ヶ月に1回程度設ける。独立性判断基準に基づく社外監査役を選任し、うち1名は弁護士を選任する。

(2) 内部統制システムの運用状況

当連結会計年度末の時点で、当社及び当社子会社は「内部統制システムの整備・運用状況」を評価し、基本方針に基づき内部統制システムが適切に整備され、運用されていたことを確認しております。主な運用状況は以下の通りであります。

① 取締役の職務執行について

当連結会計年度における当社の取締役会は、社外取締役7名を含む13名の取締役で構成され社外監査役3名を含む4名の監査役が出席する取締役会を17回開催しており、業務に関する重要事項について決議し、さらに、当社子会社から報告を受け、当社子会社の職務の執行を監督しております。また、業務執行取締役で構成される経営会議を、毎月1回定期に開催しており、重要事項について、慎重な検討を行っております。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、文書管理規程に基づき実施し、取締役及び監査役が当社及び当社子会社の重要な法定文書を、常時閲覧することができる体制を取っております。

② 監査役の職務執行について

監査役は、取締役会及び経営会議に出席するほか、稟議書等の社内の重要文書を閲覧することにより当社及び当社子会社の監査の実効性を確保しております。また、当連結会計年度においては、監査役会を17回開催し、各監査役間での意思疎通を図るとともに会計監査人及び内部監査部門等との連携及び情報交換を行い、また、代表取締役及び取締役との個別ヒアリングの機会を設けること等により、効果的な監査役の職務執行に努めております。

③ 当社グループにおける業務の適正確保について

内部監査室において、年間の監査計画に基づき、当社及び当社子会社の内部監査を実施し、当社及び当社子会社の諸規程に沿った業務遂行を確認、指導、統制しております。

④ コンプライアンス及びリスクの管理について

リスク管理体制の全社的推進とリスク管理について必要な情報を共有化するためグループリスク委員会を、ならびにコンプライアンスに係る体制や施策等のチェック及び監督機能の強化を図るためコンプライアンス委員会を設置し、毎月それぞれの委員会を開催しております。

また、「公益通報者保護法」に基づいて通報の方法及び適正な対応の仕組みを定めることにより、不正行為等の事前回避あるいは早期発見と是正を図り、倫理・コンプライアンスの弛まぬ向上により経営の強化に資することを目的とする「コンプライアンスホットライン」及び「ウエルシアお取引先さまホットライン」を設置しております。

⑤ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な活動や勢力との関係を一切持たず、これらの圧力に対しても毅然とした態度で臨み、断固として対決し、その圧力を排除することに努めます。

この考え方は、企業理念に基づき、社会的良識をもって行動するための指針としてグループ共有の「ウエルシアグループ行動指針」において定めております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分における配当につきましては、再投資の為の資金確保と安定的な配当継続を念頭に置きながら財政状態、収益レベル、配当性向などを総合的に勘案することとしております。

内部留保資金につきましては、より一層の収益性向上を図るために、新設店舗及び既存店舗の改装等の設備資金に充当する方針であります。

このような方針のもとで、当事業年度末の配当金につきましては、2025年4月11日開催の取締役会において、1株につき18.00円の剰余金の処分にに関する決議をいたしました。（当社は取締役会の決議により、剰余金の配当を決定できる旨を定款に定めております。）

1) 期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金18.00円

総額 3,774,651,156円

2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年5月12日

連結貸借対照表

(2025年2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	280,890	流 動 負 債	236,616
現 金 及 び 預 金	35,011	買 掛 金	168,758
売 掛 金	68,376	短 期 借 入 金	15,015
商 品	149,011	リ ー ス 債 務	10,446
そ の 他 金	28,523	未 払 金	15,527
貸 倒 引 当 金	△32	未 払 法 人 税 等	6,850
固 定 資 産	299,094	賞 与 引 当 金	5,063
有 形 固 定 資 産	180,756	役 員 賞 与 引 当 金	22
建 物 及 び 構 築 物	108,348	契 約 負 債	758
地 産	20,805	店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金	819
リ ー ス 資 産	45,477	そ の 他	13,355
そ の 他 資 産	6,125	固 定 負 債	88,882
無 形 固 定 資 産	43,018	長 期 借 入 金	24,004
の れ の 他 資 産	36,072	リ ー ス 債 務	31,784
そ の 他 資 産	6,946	資 産 除 去 債 務	20,401
投 資 そ の 他 の 資 産	75,319	退 職 給 付 に 係 る 負 債	8,917
投 資 有 価 証 券	956	繰 延 税 金 負 債	602
長 期 貸 付 金	24	役 員 株 式 給 付 引 当 金	767
差 入 保 証 金	51,110	そ の 他	2,404
繰 延 税 金 資 産	21,171	負 債 合 計	325,498
そ の 他 金	2,182	純 資 産 の 部	
貸 倒 引 当 金	△125	株 主 資 本	247,199
		資 本 金	7,792
		資 本 剰 余 金	51,878
		利 益 剰 余 金	193,719
		自 己 株 式	△6,191
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	1,301
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	329
		為 替 換 算 調 整 勘 定	202
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	768
		新 株 予 約 権	114
		非 支 配 株 主 持 分	5,871
		純 資 産 合 計	254,486
資 産 合 計	579,985	負 債 及 び 純 資 産 合 計	579,985

連結損益計算書

(2024年3月1日から
2025年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上高			1,285,005
売上原価			894,648
売上総利益			390,356
販売費及び一般管理費			353,947
営業利益			36,409
営業外収益			6,134
受取利息及び受取配当金	28		
不動産賃貸	1,604		
固定資産受贈	154		
取手数料	416		
補助金収入	689		
協賛金収入	912		
その他の	2,329		
営業外費用			
支払利息	785		
持分法による投資損失	447		
不動産賃貸原価	303		
その他の	170		1,706
経常利益			40,837
特別利益			154
固定資産売却益	8		
投資有価証券売却益	80		
受取補償金	66		
特別損失			
固定資産売却損	3		
固定資産除却損	219		
減損損	13,127		
店舗閉鎖損失引当金繰入額	819		
その他の	544		
税金等調整前当期純利益			26,277
法人税、住民税及び事業税	14,314		11,938
法人税等調整額	△2,375		
当期純利益			14,338
非支配株主に帰属する当期純損失(△)			△619
親会社株主に帰属する当期純利益			14,958

連結株主資本等変動計算書

(2024年3月1日から
2025年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	7,748	51,682	186,099	△8,942	236,587
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	44	44			88
剰 余 金 の 配 当			△7,338		△7,338
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			14,958		14,958
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分		△0		2,752	2,752
非支配株主との取引 に係る親会社の持分 変動		152			152
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	44	196	7,619	2,751	10,611
当 期 末 残 高	7,792	51,878	193,719	△6,191	247,199

	その他の包括利益累計額				新株予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 定 額 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	452	198	314	965	158	6,654	244,367
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行							88
剰 余 金 の 配 当							△7,338
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							14,958
自 己 株 式 の 取 得							△0
自 己 株 式 の 処 分							2,752
非支配株主との取引 に係る親会社の持分 変動							152
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△122	3	454	335	△44	△783	△492
当 期 変 動 額 合 計	△122	3	454	335	△44	△783	10,119
当 期 末 残 高	329	202	768	1,301	114	5,871	254,486

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 17社

連結子会社の名称

ウエルシア薬局(株)、ウエルシア介護サービス(株)、シミズ薬品(株)、WELCIA SINGAPORE PTE. LTD.、(株)丸大サクラキ薬局、(株)MASAYA、(株)よどや、(株)クスリのマルエ、(株)ププレひまわり、(株)コクミン、(株)フレンチ、(株)ふく薬品、(株)ウエルパーク、ウエルシアパートナーズ(株)、(株)エクスチェンジ、(株)エクスチェンジソリューションズ、(株)エクスチェンジクリエイティブ

非連結子会社の数 3社

非連結子会社の名称

ウエルシアオアシス(株)、ウエルシアリテールソリューション(株)、ウエルシアケアトランスポート(株)

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、総資産、売上高、当期純利益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用した関連会社数

2社

関連会社の名称 イオンレーヴコスメ(株)、イオンウエルシア九州(株)

(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

非連結子会社 ウエルシアオアシス(株)、ウエルシアリテールソリューション(株)、ウエルシアケアトランスポート(株)

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用しない非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、すべて連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない……決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産株式等以外のもの 直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない……移動平均法による原価法を採用しております。

株 式 等

② 棚卸資産

- 商品……売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。
- 貯蔵品……最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース……定率法を採用しております。

資産を除く） 但し、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

また、一部の連結子会社は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	8年～39年
構築物	8年～18年
機械装置	7年～17年
車輛運搬具	5年
器具備品	3年～20年

② 無形固定資産（リース……定額法を採用しております。

資産を除く） 但し、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。

④ 投資その他の資産（そ……定額法を採用しております。
の他—長期前払費用）

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……一部の連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金……取締役及び執行役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当連結会計年度末における業績を勘案した支給見込額に基づき計上しております。
- ④ 役員株式給付引当金……取締役及び執行役員に対する当社株式の交付及び給付に備えるため、役員株式交付規程に基づき、当連結会計年度末において、取締役及び執行役員に割り当てられたポイントに応じた株式の交付及び給付見込額を計上しております。
- ⑤ 店舗閉鎖損失引当金……店舗の閉鎖に伴い発生する損失に備え、合理的に見込まれる中途解約違約金等の店舗閉鎖損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法……退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異……数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員及び過去勤務費用の費用処理方法
従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年～10年）による按分額をそれぞれ発生翌連結会計年度より費用処理しております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年～10年）による定額法により費用処理しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

- ① 商品の販売に……当社グループでは、医薬品、化粧品、雑貨、食品等を販売し
係る収益認識 しており、顧客に対して商品を引き渡す履行義務を負っております。このような商品の販売においては商品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。
また、これらのうち受託販売等、当社及び子会社の役割が代理人に該当すると判断した取引については、顧客から受け取る対価の総額から委託者に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。
なお、対価の受領は、原則、商品を顧客に引き渡した時点で行っており、重要な金融要素の調整は行っておりません。
- ② 他社が運営する……他社が運営するポイント制度に関しては、取引価格から商
ポイント制度に 品の販売に伴う付与ポイント相当額を差し引いた金額で収
係る収益認識 益を認識しております。
- ③ 子会社が運営する……当社の一部子会社が運営するポイント制度に関しては、商
ポイント制度に 品の販売に伴う付与ポイント相当額を履行義務として識別
係る収益認識 し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントの使用時及び失効時に収益を認識しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で均等償却を行っております。

5. 会計上の見積りに関する注記

(1) 店舗固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	連結計算書類計上額	うちウエルシア薬局㈱
有形固定資産	180,756	141,033
その他	1,365	773
店舗固定資産残高合計	182,121	141,807
減損損失(のれん除く)	12,753	11,501

② 重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(a) 算出方法

当社グループは他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている資産グループ及び回収可能価額を著しく低下させる変化が生じた資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しております。使用価値は、将来キャッシュ・フローを7.14%で割り引いて算定しております。ただし、将来キャッシュ・フローがマイナスである資産グループについては、零として評価しております。

(b) 主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りにおいては店舗予算を基礎としております。店舗予算は売上高成長率や粗利率改善等を主要な仮定としております。

(c) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの見積りに使用した仮定については外部環境、経済環境による影響を受けるため、将来キャッシュ・フローの見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、減損損失の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) のれんの減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万

円)

	連結計算書類計上額	うち(株)ブプレひまわり
のれん	36,072	6,103
減損損失	374	—

② 重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(a) 算出方法

(株)ブプレひまわりについては、株式取得時に計画していた出店戦略の変更、ポイントカードの切替え、販売価格戦略の変更を実施しましたが株式取得時の事業計画を下回る実績となり、減損の兆候があるため、減損損失の認識の可否を判定しております。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が、帳簿価額を上回っているため、減損損失を認識しておりません。

(b) 主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、事業計画等を基礎として行っており、当該事業計画には、帳合・物流の統合、出店戦略の変更、商品政策の変更等グループシナジー活用を進めることにより売上高成長率及び粗利率の改善を主要な仮定として織り込んでおります。

(c) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの主要な仮定は、経済環境等の変化によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の減損損失の認識の可否の判定および測定される減損損失の金額に、重要な影響を及ぼす可能性があります。

6. 会計上の見積りの変更に関する注記

資産除去債務の見積りの変更

当連結会計年度において、不動産賃貸借契約に基づく原状回復費用について、直近の工事実績等の新たな情報の入手に伴い、店舗の退去時に必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更を行い、当連結会計年度において5,845百万円を変更前の資産除去債務に加算しております。

この変更により、営業利益及び経常利益は910百万円、税金等調整前当期純利益は1,910百万円減少しております。

7. 追加情報

(1) 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

株式給付信託（従業員持株会処分型）

当社は、2023年4月より「株式給付信託（従業員持株会処分型）」（2015年10月、2020年10月に導入した「従業員持株E S O P信託」と同様の従業員インセンティブ・プランであり、以下、「本制度」という。）を再導入しております。

① 株式給付信託（従業員持株会処分型）の概要

本制度は、「ウエルシアホールディングス従業員持株会」（以下、「当社持株会」という。）に加入するすべての従業員を対象に、当社株式の株価上昇メリットを還元するインセンティブ・プランです。本制度の導入にあたり、当社は、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社（以下、「受託者」という。）を受託者とする「株式給付信託（従業員持株会処分型）契約書」（以下、「本信託契約」という。）を締結します（以下、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」という。）。

当該信託は今後5年間にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を予め定める取得期間中に取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却いたします。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の拠出割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員の追加負担はありません。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末5,083百万円、1,702千株であります。

③ 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度末6,213百万円

(2) 業績連動型株式報酬制度

役員報酬B I P信託

当社は、当社の取締役及び子会社であるウエルシア薬局株式会社の取締役、当社またはウエルシア薬局株式会社と委任契約を締結する執行役員並びにシミズ薬品株式会社および株式会社丸大サクラヤ薬局および株式会社コクミンの取締役社長（以下、「制度対象者」という。）に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

① 役員報酬B I P信託の概要

当社が制度対象者のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定いたします。当該信託は予め定める役員株式交付規程（以下、「交付規程」という。）に基づき制度対象者に交付すると見込まれる数の当社株式を、株式市場から取得いたします。その後、当該信託は、交付規程に従い、信託期間中の制度対象者の地位や業績目標の達成度等に応じて付与されたポイントの累積値（累積ポイント）に基づいた当社株式を、退職時に制度対象者に交付いたします。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末1,096百万円、417千株であります。

8. 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

投資有価証券（株式）	180百万円
------------	--------
2. 有形固定資産の減価償却累計額 220,619百万円
（上記金額には、減損損失累計額が含まれております。）
3. 国庫補助金等により取得した資産につき、取得原価から直接減額した圧縮記帳額は、次のとおりであります。

建物及び構築物	215百万円
その他（器具備品）	12百万円
計	227百万円
4. 担保に供している資産及び担保に係る債務は次のとおりであります。
 - (1) 担保に供している資産

建物及び構築物	256百万円
土地	1,134百万円
計	1,390百万円
 - (2) 担保に係る債務

短期借入金（一年内返済予定長期借入金含む）	395百万円
長期借入金	1,145百万円
計	1,541百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式数
普通株式209,713,800株
2. 当連結会計年度末における自己株式の数
普通株式2,130,801株

3. 配当金に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年4月8日 取締役会 (注1)	普通株式	3,563	17.00	2024年2月29日	2024年5月10日
2024年10月7日 取締役会 (注2)	普通株式	3,774	18.00	2024年8月31日	2024年11月8日

(注1) 配当金の総額には、株式給付信託（従業員持株会処分型）及び役員報酬B I P信託が保有する自社の株式に対する配当金51百万円が含まれております。

(注2) 配当金の総額には、株式給付信託（従業員持株会処分型）及び役員報酬B I P信託が保有する自社の株式に対する配当金45百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年4月11日 取締役会 (注1)	普通株式	利益剰余金	3,774	18.00	2025年2月28日	2025年5月12日

(注1) 配当金の総額には、株式給付信託（従業員持株会処分型）及び役員報酬B I P信託が保有する自社の株式に対する配当金38百万円が含まれております。

4. 新株予約権に関する事項

当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）の
目的となる株式の数

2014年6月13日開催の取締役会決議による新株予約権	23,200株
2015年1月14日開催の取締役会決議による新株予約権	32,000株
2016年2月12日開催の取締役会決議による新株予約権	16,800株
2017年1月17日開催の取締役会決議による新株予約権	27,200株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については元本の回収確実性を重視した預金等で運用し、資金調達については主として銀行を中心とした借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

差入保証金は差入先・預託先の信用リスクに晒されております。

買掛金及び短期借入金は、支払までの期間が1年以内の支払期日となっており、資金調達に係る流動性リスクに晒されております。

長期借入金は、事業投資計画に必要な資金の調達を目的としたものであり、その一部については、金利の変動リスクに晒されております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、資金調達に係る流動性リスクに晒されております。

売掛金については、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、定期的に主要な取引先の信用状況を把握しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

差入保証金については、定期的に差入先・預託先の財務状態等を把握しております。

買掛金、借入金及びリース債務については、月次単位で資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券 (※2)	556	556	—
(2) 差入保証金 (※3)	34,337	29,221	△5,116
資産計	34,894	29,778	△5,116
(3) 長期借入金 (※4)	34,619	34,398	△221
(4) リース債務 (※5)	42,230	41,982	△248
負債計	76,850	76,380	△469

(※1) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	399

(※3) 差入保証金については、金融商品相当額を表示しております。

(※4) 長期借入金については、1年以内返済予定分を含めて表示しております。

(※5) リース債務については、1年以内リース債務を含めて表示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、これらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券				
其他有価証券	556	—	—	556
資産計	556	—	—	556

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
差入保証金	—	29,221	—	29,221
資産計	—	29,221	—	29,221
長期借入金	—	34,398	—	34,398
リース債務	—	41,982	—	41,982
負債計	—	76,380	—	76,380

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等の適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル 2 の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、固定金利については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、変動金利については、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、レベル 2 の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

品目		金額(百万円)
	医薬品	233,255
	化粧品	203,007
	家庭用雑貨	178,053
	食品	299,514
	その他	87,653
	物販計	1,001,484
	調剤	282,548
商品合計		1,284,033
手数料収入		972
顧客との契約から生じる収益		1,285,005
外部顧客への売上高		1,285,005

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「連結注記表 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (6) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	63,197	68,376
契約負債	66	758

契約負債は、当社の子会社が運営するポイント制度に関して顧客に付与したポイントを履行義務として識別し、過去の利用実績に基づいて将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行ったものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

また、過去の期間に充足した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、個別の予想契約期間1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な取引はありません。

賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

- 1 株当たり純資産額 1,197円11銭
- 1 株当たり当期純利益 72円23銭

1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益	14,958百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	14,958百万円
普通株式の期中平均株式数	207,091,743株

(注) 株式給付信託(従業員持株会処分型)及び役員報酬BIP信託口が保有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。

(2,596,471株)

重要な後発事象に関する注記

(資本業務提携に係る最終契約書の締結)

当社は、2025年4月11日開催の取締役会において、イオン株式会社（以下「イオン」といいます。）及び株式会社ツルハホールディングス（以下「ツルハHD」といいます。）との間で、資本業務提携に係る最終契約（以下「本資本業務提携最終契約」といいます。）を締結することを決議し、同日付で本資本業務提携最終契約を締結しました。

1. 資本業務提携の目的

ツルハHD、イオン及び当社は、本経営統合を含む本資本業務提携が、地域生活者のより高次のヘルス&ウェルネスを実現することにつながると判断し、本資本業務提携最終契約の締結を決定しました。これにより、日本最大のドラッグストア連合体を創成し、競争力の獲得、アジアNo. 1のグローバル企業への成長を目指すとともに、そこで働く従業員の限らない成長機会を創出していきます。

2. 本資本業務提携最終契約に定める資本業務提携の内容

(1) 資本提携の内容

ツルハHD、イオン及び当社は、本資本業務提携として、以下の取引を実施します。

これらの各取引により、当社はツルハHDの完全子会社となります。また、イオンは、自らが保有するツルハHD株式に係る議決権の数の割合（以下「議決権割合」といいます。）が50.9%となるよう、ツルハHD株式を取得することで、ツルハHDを連結子会社とする（以下「本連結子会社化」といいます。）とともに、ツルハHDは、イオングループのヘルス&ウェルネス事業を牽引する中核子会社となります。

- ① イオンは、法令等に基づき必要なクリアランス・許認可等を取得したこと等の条件が充足することを前提に、野村證券株式会社よりツルハHD株式3,530,000株を取得します。これにより、イオンが保有するツルハHD株式は、既に保有しているツルハHD株式9,675,200株と合わせて13,205,200株（所有割合（注1）は26.83%）となり、ツルハHDはイオンの持分法適用関連会社となる予定です。
- ② 2025年4月11日付でツルハHD及び当社が締結した、ツルハHDを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）に係る契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、法令等に基づき必要なクリアランス・許認可等を取得したこと、及び、各当事会社の株主総会における承認を取得したこと等の条件が充足することを前提に、2025年12月1日を効力発生日（予定）として、本株式交換を実施します。なお、ツルハHDは、2025年9月1日を効力発生日として、ツルハHD株式1株を5株とする株式分割（以下「本株式分割」といいます。）を行う予定です。
- ③ 本株式交換の効力発生により、イオンが保有するツルハHD株式の議決権割合が50.9%とならなかった場合には、イオンは、本株式交換の効力発生日以後速やかに、ツルハHD株式への公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を開始するとともに、本公開買付けの決済を行い、イオンが保有するツルハHD株式の議決権割合が50.9%となるよう、ツルハHD株式を取得します。なお、本公開買付けは2026年1月に完了することを見込んでおります。
- ④ 本公開買付けの決済後において、イオンが保有するツルハHD株式の議決権割合

が50.9%とならなかった場合には、ツルハHD及びイオンは、その対応について別途協議し、合意により決定します。

(注1)「所有割合」とは、ツルハHDの2025年2月28日現在の発行済株式総数(49,557,068株)に、新株予約権5,149個の目的であるツルハHD株式数の合計(554,000株)を加算した株式数から、同日現在のツルハHDが所有する自己株式(890,955株)を控除した株式数(49,220,113株)に対するツルハHD株式の割合をいいます。

(2) 業務提携の内容

本資本業務提携最終契約において、ツルハHD、イオン及び当社が合意している業務提携(以下「本業務提携」といいます。)の内容は以下のとおりです。

- (i) 店舗開発、調剤併設化等に関する相互協力
- (ii) 商品や電力の仕入れ・開発等の相互協力
- (iii) 物流効率化の相互協力
- (iv) 決済・ポイントシステム・デジタルマーケティング・保険等に関する提携
- (v) プライベートブランド商品の共同開発や相互供給の推進
- (vi) DX・ECの推進等に関する相互協力
- (vii) 経営ノウハウの交流
- (viii) フード&ドラッグ業態の研究と推進
- (ix) 人材及び人事情報の交流

3. 本資本業務提携の相手先の概要

(1) イオン

① 名称	イオン株式会社
② 所在地	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
③ 代表者の役職・氏名	取締役兼代表執行役社長 吉田 昭夫
④ 事業内容	小売、ディベロッパー、金融、サービス及びそれに関連する事業を営む会社の株式又は持分を保有することによる当該会社の事業活動の管理

(2) ツルハHD

① 名称	株式会社ツルハホールディングス
② 所在地	札幌市東区北24条東20丁目1番21号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 鶴羽 順
④ 事業内容	グループ会社の各種事業戦略の実行支援及び経営管理

4. 資本業務提携の日程

2024年2月28日付資本業務提携契約の締結日	2024年2月28日
本資本業務提携最終契約締結の代表執行役決定日 (イオン) 本資本業務提携最終契約及び本株式交換契約締結 の取締役会決議日 (ツルハHD・当社)	2025年4月11日
本資本業務提携最終契約及び本株式交換契約の締 結日	2025年4月11日
イオンによるツルハHD株式の追加取得	2025年5月頃 (予定)
本株式交換契約の承認に係るツルハHD株主総会	2025年5月26日 (予定)
本株式交換契約の承認に係る当社株主総会	2025年5月27日 (予定)
当社の上場廃止	2025年11月27日 (予定)
本株式交換の効力発生	2025年12月1日 (予定)
本公開買付けの開始	2025年12月上旬 (予定)

(株式交換契約の締結)

ツルハHD及び当社は、2025年4月11日付の両社の取締役会決議により、経営統合の一環として、ツルハHDを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換に係る株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

1. 本件株式交換の概要

(1) 株式交換完全親会社の名称及び事業の内容

株式交換完全子会社の名称	株式会社ツルハホールディングス
事業の内容	グループ会社の各種事業戦略の実行支援及び経営管理

(2) 本株式交換の目的

ツルハHD、イオン及び当社は、重要な後発事象に関する注記（資本業務提携に係る最終契約書の締結）に記載の本資本業務提携最終契約を締結しました。本資本業務提携の一環として本株式交換を行うものです。

(3) 本株式交換の効力発生日

2025年12月1日

(4) 株式交換の方式

本株式交換は、両社の株主総会の承認並びに競争法上必要なクリアランス・許認可等の取得が完了することを前提に、ツルハHDを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする方法により行います。

2. 株式の交換比率及び算定方法並びに交付する株式数

(1) 株式の種類及び交換比率並びに交付株式数

	ツルハHD (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	1.15
		(ご参考：株式分割考慮前) 0.23
本株式交換により 交付する株式数	ツルハHDの普通株式237,416,868株（予定）	

(注1) 本株式交換により交付する株式としてツルハHDが保有する自己株式を充当しました。

(2) 株式交換比率の算定方法

ツルハHD及び当社は、本株式交換比率算定に当たり、公平性を期すため、それぞれ両社から独立した第三者算定機関に本株式交換比率の算定・分析を依頼し、慎重に協議・検討を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、ツルハHD株主の皆様の利益に資するものと判断いたしました。

貸借対照表

(2025年2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	27,095	流 動 負 債	65,326
現 金 及 び 預 金	11,660	短 期 借 入 金	63,319
前 払 費 用	39	未 払 金	1,830
短 期 貸 付 金	9,328	未 払 費 用	24
未 収 入 金	103	未 払 法 人 税 等	109
関 係 会 社 預 け 金	5,000	そ の 他	42
そ の 他	962	固 定 負 債	18,800
固 定 資 産	137,602	長 期 借 入 金	18,003
有 形 固 定 資 産	17	長 期 未 払 金	28
建 物 及 び 構 築 物	0	役 員 株 式 給 付 引 当 金	767
工 具 、 器 具 及 び 備 品	17	負 債 合 計	84,126
無 形 固 定 資 産	25	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア	25	株 主 資 本	80,456
投 資 そ の 他 の 資 産	137,560	資 本 金	7,792
投 資 有 価 証 券	118	資 本 剰 余 金	63,611
関 係 会 社 株 式	137,096	資 本 準 備 金	36,969
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	200	そ の 他 資 本 剰 余 金	26,641
繰 延 税 金 資 産	43	利 益 剰 余 金	15,243
そ の 他	101	そ の 他 利 益 剰 余 金	15,243
		繰 越 利 益 剰 余 金	15,243
		自 己 株 式	△6,190
		新 株 予 約 権	114
		純 資 産 合 計	80,571
資 産 合 計	164,697	負 債 及 び 純 資 産 合 計	164,697

損 益 計 算 書

(2024年 3 月 1 日から)
(2025年 2 月 28 日まで)

(単位 : 百万円)

科 目	金	額
営 業 収 益		14, 823
営 業 総 利 益		14, 823
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5, 275
営 業 利 益		9, 548
営 業 外 収 益		110
受 取 利 息	25	
雇 用 調 整 助 成 金	71	
そ の 他	13	
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	156	158
そ の 他	1	
経 常 利 益		9, 499
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	779	
そ の 他	295	1, 074
税 引 前 当 期 純 利 益		8, 425
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	106	138
法 人 税 等 調 整 額	32	
当 期 純 利 益		8, 286

株主資本等変動計算書

(2024年3月1日から
2025年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	7,748	36,925	26,641	63,567
当 期 変 動 額				
新株の発行（新株予約権の行使）	44	44		44
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 処 分			0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当 期 変 動 額 合 計	44	44	0	44
当 期 末 残 高	7,792	36,969	26,641	63,611

	株 主 資 本				新株予 約 権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本 合 計		
	そ の 他 利益剰余金	利益剰余金 合 計				
	繰越利益 剰 余 金					
当 期 首 残 高	14,295	14,295	△8,942	76,669	158	76,828
当 期 変 動 額						
新株の発行（新株予約権の行使）				88		88
剰 余 金 の 配 当	△7,338	△7,338		△7,338		△7,338
当 期 純 利 益	8,286	8,286		8,286		8,286
自 己 株 式 の 取 得			△0	△0		△0
自 己 株 式 の 処 分			2,752	2,752		2,752
株主資本以外の項目の当期変動 額（純額）					△44	△44
当 期 変 動 額 合 計	947	947	2,751	3,787	△44	3,743
当 期 末 残 高	15,243	15,243	△6,190	80,456	114	80,571

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式 …… 移動平均法による原価法を採用しております。

②その他有価証券

市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯 蔵 品 …… 最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によって
おります。

(3) 固定資産の減価償却方法

①有形固定資産（リ …… 定率法によっております。

ース資産を除く） 但し、2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物
については、定額法によっております。

②無形固定資産 …… 定額法によっております。

但し、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間
（5年）に基づく定額法によっております。

(4) 引当金の計上方法

①役員賞与引当金 …… 取締役及び執行役員に対して支給する賞与の支出に備える
ため、当事業年度末における業績を勘案した支給見込額に基
づき計上しております。

②役員株式給付引当 …… 取締役及び執行役員に対する当社株式の交付及び給付に備
えるため、役員株式交付規程に基づき、当事業年度末におい
て、取締役及び執行役員に割り当てられたポイントに応じた
株式の交付及び給付見込額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の収益は、主に子会社からの受取配当金及び経営指導料となります。受取配
当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。当社は、グルー
プ会社への経営管理等を行うことを履行義務として識別しており、当該履行義務
は時の経過につれて充足されるため、提供する契約期間にわたって収益を認識し
ております。

2. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

①計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	計算書類計上額	うち(株)ププレひまわり
関係会社株式	137,096	13,229

②重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(a) 算出方法

(株)ププレひまわりについては、株式取得時に計画していた出店戦略の変更、ポイントカードの切替え、販売価格戦略の変更を実施しましたが株式取得時の事業計画を下回る実績となり、超過収益力等を反映した実質価額と取得価額を比較した結果、超過収益力等が減少していないと判定し、評価損は計上しておりません。

(b) 主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、事業計画等を基礎として行っており、当該事業計画には、帳合・物流の統合、出店戦略の変更、商品政策の変更等グループシナジー活用を進めることにより売上高成長率及び粗利率の改善を主要な仮定として織り込んでおります。

(c) 翌事業年度の計算書類に与える影響

これらの主要な仮定は、経済環境等の変化によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合には、翌事業年度の評価損の計上の要否の判定および測定される評価損の金額に、重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 追加情報

(1)従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引及び(2)業績連動型株式報酬制度に関する注記については、「連結注記表 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 7. 追加情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

4. 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	16百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権・債務	
短期金銭債権	9,582百万円
短期金銭債務	56,599百万円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高		
営業取引	営業収益	14,823百万円
	販売費及び一般管理費	2,763百万円
営業取引以外の取引高	営業外収益	23百万円
	営業外費用	65百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式数	
普通株式	2,130,801株

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	6百万円
長期未払金	8百万円
新株予約権	19百万円
役員株式給付引当金	82百万円
関係会社株式	474百万円
その他	1百万円
繰延税金資産小計	593百万円
評価性引当額	△538百万円
繰延税金資産合計	55百万円
繰延税金負債	
株式給付信託（従業員持株会処分型）	△11百万円
繰延税金負債合計	△11百万円
繰延税金資産の純額	43百万円

(2) 決算日後における法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律一三）」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より防衛特別法人税が新設されることとなりました。

これに伴い、2027年3月1日以後開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は30.62%から31.52%に変更されます。変更後の法定実効税率を当事業年度末に適用した場合、繰延税金資産の金額（繰延税金負債を控除した金額）が1百万円増加し、法人税等調整額（借方）が1百万円減少します。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

（単位：百万円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	イオン㈱	被所有直接50.59%	消費寄託 ロイヤルティの支払、 役員の兼務等	消費寄託 消費寄託の返還 利息の受取 ロイヤルティの支払 (注)1, 2	5,000 5,000 0 2,589	関係会社預け金 未収利息 未払金	5,000 0 1,478

<取引条件及び取引条件の決定方針等>

- (注) 1. 消費寄託の金利条件については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
2. ロイヤルティについては、双方協議のうえ、取締役会にて決定しております。

(2) 子会社及び関連会社等

（単位：百万円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ウエルシア薬局㈱	所有直接100.0%	経営指導、 資金の借入、 役員の兼務等	経営指導料 資金の借入 利息の支払 (注)1, 2	4,821 63,937 64	— 短期借入金 未払費用	— 54,986 5
子会社	丸大サクラキ薬局㈱	所有直接100.0%	資金の貸付	資金の貸付 利息の受取 (注)2	2,766 8	短期貸付金 未収利息	3,220 0

種類	会社等の名称	議決権等の 所有（被所有）割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	シミズ薬品(株)	所有直接 100.0%	資金の貸付	資金の貸付 利息の受取 (注)2	1,671 5	短期貸付金 未 収 利 息	2,096 0
子会社	(株)よどや	所有直接 50.1%	資金の貸付	資金の貸付 利息の受取 (注)2	1,867 5	短期貸付金 未 収 利 息	2,136 0

<取引条件及び取引条件の決定方針等>

- (注) 1. 経営指導料等については、双方協議のうえ合理的に決定しております。
2. 当社はCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）を導入しており、子会社との資金貸借取引は、CMSに係るものであります。金利条件については、金利情勢に基づいて決定しております。なお、取引金額は期中平均残高を記載しております。

(3) 兄弟会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有（被所有）割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の子会社	(株)いなげや	—	株式取得	関係会社株式の 取得 (注)1	6,989	—	—

<取引条件及び取引条件の決定方針等>

(注) 1. 一般的な取引条件と同等であるかなど取引内容の妥当性及び経済合理性について確認のうえ決定を

行い、少数株主に不利益を与えることがないように、適切に対応しております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 387円59銭

(2) 1株当たり当期純利益 40円01銭

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益	8,286百万円
普通株式に係る当期純利益	8,286百万円
普通株式の期中平均株式数	207,091,743株

(注) 株式給付信託（従業員持株会処分型）及び役員報酬BIP信託口が保有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式数(2,596,471株)に含めております。

12. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表（重要な後発事象に関する注記）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

会計監査人の連結監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年 4 月 18 日

ウエルシアホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武井	雄次
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大井	秀樹

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ウエルシアホールディングス株式会社の2024年3月1日から2025年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ウエルシアホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年4月18日

ウエルシアホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 武井 雄次
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大井 秀樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ウエルシアホールディングス株式会社の2024年3月1日から2025年2月28日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年3月1日から2025年2月28日までの第17期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の構築に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。
2. 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないよう留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
- 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年4月18日

ウエルシアホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	宮 本 俊 男	Ⓔ
社外監査役	杉 山 敦 子	Ⓔ
社外監査役	藤 井 隆	Ⓔ
社外監査役	田 中 秀 一	Ⓔ

以 上